

(案)

部活動改革及び地域クラブ活動の 推進等に関する総合的なガイドライン

～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と
教員の働き方改革を目指して～

令和8年3月
東京都



はじめに

<本ガイドラインの対象>

「Ⅰ 学校部活動の在り方」については、都立学校の学校部活動全体を対象とする。

「Ⅱ～Ⅵ」については、公立の中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校中等部(以下、中学校等という。)の生徒の活動を主な対象とするものである。

目 次

はじめに

目指す方向性

I 学校部活動の在り方

第1章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方	2
1 部活動の教育的意義と学校教育の位置付け	2
2 部活動の適切な運営の在り方及び留意点	4
第2章 部活動の在り方に関する方針	7
1 部活動の適切な運営のための体制整備	7
2 部活動指導者の役割	10
3 適切な指導及び安全・安心の確保	15
4 適切な活動時間・休養日等の設定	19
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	20
第3章 体罰、不適切な行為の防止	21
1 求められる指導者像 – Good Coach を求めて –	21
2 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範	23
3 文部科学省の見解	24
4 体罰の定義	26
5 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導	27
6 体罰関連行為のガイドライン	28
7 東京都における体罰の実態	31
8 体罰が繰り返される構造	32
9 体罰のない部活動の推進	33
10 児童・生徒性暴力等、不適切な行為、セクシュアル・ハラスメントの防止	35
第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策	37
1 運動部活動において発生する事故の要因、運動やスポーツに内在する危険性等	37
2 都立学校における部活動及び体育的活動に起因する事故の現状	39
3 部活動を安全に進める上でのポイント	41
4 事故防止に対する取組	44

第5章 部活動中における健康面での留意事項	50
1 頭部外傷の理解と予防	50
2 スポーツ外傷・スポーツ障害及びスポーツ・文化芸術活動中の心身の状態	54
II 部活動改革の基本的な考え方・方向性	
1 改革の理念	60
2 取組の類型・名称	60
3 改革の方向性	61
III 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	
1 地域クラブ活動の在り方	64
2 地域クラブ活動に関する認定制度	65
3 認定制度における「認定要件」の具体的な確認事項	66
4 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度	66
IV 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	
1 推進体制の整備	68
2 各種課題への対応	71
3 生徒の二足の繁栄及び地域クラブ活動への参加促進等	77
V 大会・コンクールの在り方	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	80
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	81
3 生徒の大会等の安全確保	82
4 大会等の在り方	82
VI 関連する制度の在り方	
1 教員等の兼業・兼職	86
2 教員の人事における学校部活動の指導力の評価等	86
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	86
4 次期学習指導要領における取扱い（実行会議の最終とりまとめ）	87

※本ガイドラインで、区市町村とは、区市町村教育委員会、スポーツ・文化振興担当部署等を含む執行機関を示す。

目指す方向性（ガイドラインの趣旨）

生徒の豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るとともに、学校における教員の働き方改革を推進するため、中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議及び部活動検討委員会における協議を経て、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を作成しました。

〈主な方向性〉

- ① 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する体制を整備する。
- ② これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- ③ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。
- ④ 教員の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図る。

（Ⅱ 部活動改革の基本的な考え方・方向性「１ 改革の理念」から）

I
学校部活動の在り方

II
部活動改革の基本的な考え方・
方向性

III
地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV
地域展開の円滑な推進に
当たっての対応

V
大会・コンクールの在り方

VI
関連する制度の在り方

I

学校部活動の在り方

第 1 章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1 部活動の教育的意義と学校教育の位置付け

(1) 部活動の教育的意義

部活動の歴史は古く、始まりは明治時代の学校制度発足にまで遡り、学校教育の一環として今日まで続いてきた。多くの人が部活動によって生涯の友人を得たり、社会経験を積んだり、部活動は、我が国のスポーツ・文化・科学・芸術等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出し、人々に夢や希望を与えてきた。

また、部活動の教育的意義として、次のような点が挙げられる。

- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

しかし、部活動をめぐっては、長い間、学校教育上また教員の職務上の位置付けが曖昧であった。そこで、東京都教育委員会は、平成 16 年に「部活動基本問題検討委員会」を設置し、現状や課題を整理した。その後、平成 29 年には「部活動検討委員会」を改めて設置し、部活動の概念を次のように整理した。

部活動とは、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問）のもと、生徒の自主的・自発的な参加により、主に授業後や休日に行われる課外活動である。顧問と生徒が信頼し合い、共通の目標の下で活動する。

スポーツ・文化・科学・芸術等に関心をもつ生徒が、学級・学年を越えて組織し、スポーツに親しみ、友人を見付け、切磋琢磨しながら知識・技能や記録を追求するなどの活動を通して、豊かな学校生活を創造する。

同時に部活動は、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、個性・能力の伸長、体力の向上・健康の増進に効果的であり、青少年の健全育成や東京都のスポーツ・文化・科学・芸術の振興の基盤として期待される教育活動である。

一方で、今日、社会・経済の変化により教育課題は複雑化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。部活動も従来の運営体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。合理的で効率的・効果的な活動の推進に向け、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(2) 学校の教育活動における部活動の位置付け

東京都教育委員会は、学校における部活動の位置付けを規則上明確にするために、「東京都立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、校長は、所属職員に部活動の指導業務を校務として分掌させることができることとした（平成 19 年 4 月施行）。また、学校は、部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならないとした（平成 26 年 4 月施行）。これらのことにより、人事考課制度の業績評価における取扱いを整理するとともに、週休日等の部活動指導は勤務の振替や特殊勤務手当で対応することとするなど、職務との関連性についても明確にした。

東京都立学校の管理運営に関する規則

(部活動)

- 第 12 条の 12 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。
- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
- 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
- 4 学校は、部活動の年間目標、指導方針、指導内容、指導方法等(以下「指導方針等」という。)を定め、前二項の規定に基づき部活動の指導業務を行う者は、当該部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならない。
- 5 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。

(3) 学習指導要領における部活動の位置付け

文部科学省は、平成 20 年 1 月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理した。

中学校学習指導要領（平成29年 3 月）及び高等学校学習指導要領（平成30年 3 月）の総則における学校運営上の留意事項として、次のように示した。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、**学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意**すること。

また、令和 6 年 12 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化についての記載が行われていることにも留意する。

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

(4) 部活動の概念の継承・発展

部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行われ、顧問との信頼関係の下で共通の目標を目指し、豊かな学校生活を創造してきた。また、スポーツや文化・科学・芸術などの活動を通じて、学習意欲や責任感、連帯感、自主性、社会性を育み、健全な人間形成や生涯学習の基盤を築く重要な教育活動である。

これらの部活動の概念を継承しつつ、現代社会の変化や多様なニーズに応える柔軟な活動内容や時間設定を工夫するなど、幅広い分野の経験を可能にした部活動の機会の確保及び充実へと発展させる。

その際、地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域の関係団体等との連携や、学校施設を拠点とした部活動や地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な形態での部活動の在り方を検討し、進めていく必要がある。

2 部活動の適切な運営の在り方及び留意点

(1) 生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現

文部科学省は、平成 28 年 12 月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、部活動の中で生徒が「どのように学ぶか」について、次のように示した。

部活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する視点が求められることを明確にする。これにより、部活動と教育課程との関連がより一層明確になると考えられる。

各部活動とも、顧問は、日々の活動の中での学びをはじめ、大会・発表会等の前後には、定期的にミーティングを行うなどして、生徒同士で、具体的な目標、活動の成果と課題、課題の解決策、今後の活動の重点等について話し合わせるなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んでいくことが重要である。

<参考>

【主体的な学び】 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。

【対話的な学び】 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。

【深い学び】 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。

(2) 「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方との関連付け

また、中学校学習指導要領解説（平成 29 年 7 月）保健体育編及び高等学校学習指導要領解説（平成 30 年 7 月）の保健体育編 体育編では、次のように示している。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。

これまでの運動部活動は、その多くが、競技を「すること」に焦点を当て取り組んできている。今後は、スポーツをはじめ、文化、科学等それぞれの分野において、「する」ことはもとより、その他にも「みる」、「支える」、「知る」ことも重視し、生涯にわたる豊かな関わり方について指導していくことが重要である。

(3) 活動時間・休養日の適切な設定

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、部活動の活動時間・休養日について、次のように示している。

部活動が教育課程内の教育活動と相乗効果を持って展開されるためには、部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められる。

また、文部科学省は、平成 31 年 1 月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめた。その中で、部活動の在り方について、次のように示している。

- 部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。

以上のことを踏まえ、これからの部活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮と教員の勤務負担の軽減の両観点から、適正な活動時間・休養日を設定し、徹底していくことが重要である。

(4) 持続可能な運営体制の整備（一定規模の地域単位で運営を支える体制の構築）

中学校学習指導要領（平成 29 年 7 月）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年 7 月）の総則では、学校運営上の留意事項について、次のように示している。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年 7 月）（高等学校学習指導要領解説総則編（平成 30 年 7 月））では、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連について、次のように示している。

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

新たに、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」と記載された背景には、部活動が教員にとって負担となっているという問題がクローズアップされた社会情勢がある。

各学校が部活動を実施するに当たっては、これらのことを踏まえ、長期的な視点に立つて、今後の部活動の在り方を描き、持続可能な運営体制を整備していく必要がある。

(5) 外部の指導者を含めた指導体制の充実

教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域の幅広い協力を得て、部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者を含めた指導体制を充実させることが重要である。

ア 外部の指導者の導入に関する組織的な検討

学校は、各部活動の課題等の現状を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の導入の必要性について、企画会議や企画調整会議、部活動顧問会議等で、組織的に検討することが大切である。

特に、部活動の指導や単独での引率等を行う部活動指導員の導入に当たっては、部活動全体の運営方針、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、確認する機会と場を設定し、共通理解を十分に図ることが大切である。

また、学校教育の一環として行われるということを踏まえ、勝利至上主義的な指導とならないよう、部活動指導員に対する研修を計画的に行うことも大切である。

イ 外部の指導者との契約関係の明確化

学校が部活動指導員や外部指導者を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、学校の部活動の運営方針等を相互に確認する必要がある。そして、部活動指導員や外部指導者に指導を任せきりにすることなく、教員、部活動指導員、外部指導者のそれぞれの役割と連携・協働した取組の必要性等を明確にし、依頼する内容や範囲を文書で示しておく必要がある。

また、校長は、外部の指導者と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合には、直ちに契約を解除すること等について、あらかじめ確認しておくことが大切である。

第2章 部活動の在り方に関する方針

1 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 区市町村における取組

区市町村は、本ガイドライン等を参考に、適切な活動時間・休養日の設定を含めた区市町村としての方針等を策定する。

イ 都立学校及び区市町村立学校における取組

都立学校長は、本ガイドラインに、また、区市町村立中学校長は、区市町村の方針等にとり、毎年度、「学校の部活動方針等」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 適正な部活動の設置

部活動指導は教員以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動数の適正化等を行うこと（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。

イ 部活動指導員等の配置

部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。

部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

ウ 顧問の決定

校長は、教員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

エ 勤務時間管理等の実施

学校の設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

オ 活動計画と活動実績の確認

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

カ 部活動の適正な運営に関する研修

学校の設置者は、次の研修を行う。

- ① 部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修
- ② 学校の管理職を対象とした学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等
- ③ 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修

研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意すること。

<部活動指導員に対する研修内容（例）>

【学校設置者による研修】

- 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- 学校教育及び学習指導要領 ○部活動の意義及び位置付け
- 服務全般（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止、届出と異なる通勤等）
- 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 ○生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の現場対応 ○女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- 保護者等への対応 ○部活動の管理運営（会計管理等）

【学校による研修】

- 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- 学校、各部が抱える課題
- 学校、各部における用具・施設の点検・管理

キ 教員の業務改善

学校の設置者及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 活動計画の作成、周知

ア 活動計画を作成することの意義

様々な教育活動を行う際に、活動計画を作成することで、生徒に目標を達成させるため

の活動の流れを整理するとともに、指導者も余裕をもって指導に臨むことができるようになる。こうしたことから、部活動においても活動計画等を作成することが大切である。

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加するという本来の趣旨を大切にすることが重要であるが、学校教育の一環である以上、顧問は生徒の個性を把握・尊重し、その願いに応えられるようにするため、年間を通じた活動について、様々な工夫をすることが求められる。

イ 活動計画の作成

部活動は、そこに所属する生徒が主役となるため、毎日、夢中になって活動することは自然なことでもある。しかし、顧問は、生徒の健全な心身の成長を確保する視点から、過度な活動とならないように、また行き過ぎた指導のないように、バランスのよい活動日数や活動時間を設定するなど、教育的な配慮をする必要がある。

担当する部活動の目標を、日常的な楽しみを充実させることとするのか、対外試合やコンクールなどで勝利することとするのか、あるいは、両者を折衷した活動方針とするのか、部活動の基本姿勢を明確に示すことが大切である。この基本姿勢によって、どのような活動計画となるかが決まる。

よりよい成果を残すためには、年間を通して綿密な計画に基づいて取り組むことが不可欠である。年間活動計画を作成するとともに、月ごとの計画や大会等の節目ごとの計画も作成する必要がある。

また、技能等の向上を図るだけでなく、学校行事や生徒会活動等とも密接なつながりをもたせ、学校の教育目標を踏まえて、組織的な運営力等を育む場としても、部活動を位置付けることが重要である。

ウ 活動計画を作成する際のポイント

活動計画を作成する際は、まず生徒に分かりやすい明確で具体的な目標を設定することが大切である。また、目標を設定する際には、生徒の発達段階や既習事項、技能等の習得状況など、生徒の実態を事前に十分に把握した上で検討することが重要であり、「部活動の教育的意義」や「部活動の運営上の留意事項」等を十分に踏まえ、年間を見通した活動計画を立案する必要がある。

エ 活動方針・活動計画の生徒・保護者への周知

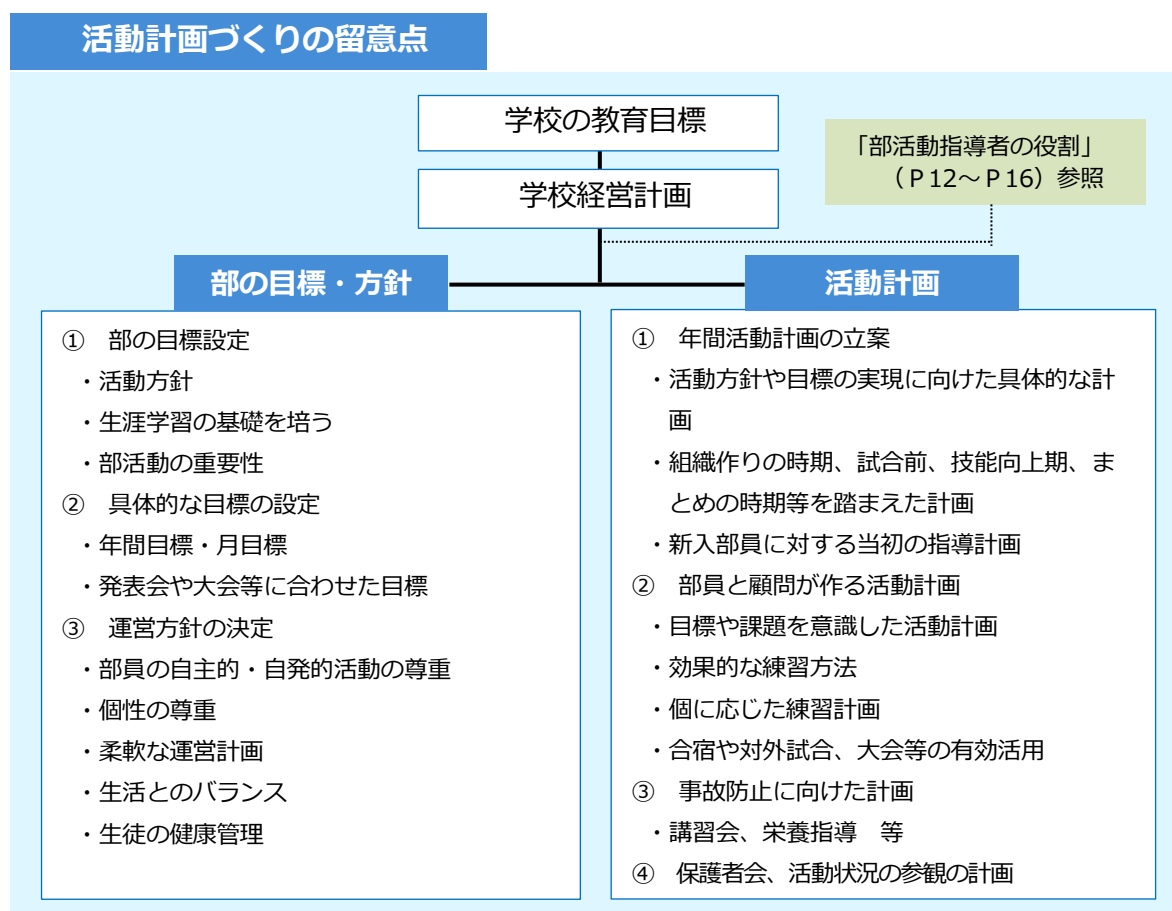
保護者の中にも様々な考え方がある。「毎日、厳しく鍛えてほしい」という要望もあれば、「楽しく部活動をさせてほしい」と考える保護者もいる。生徒と保護者との意識、生徒と顧問との意識に大きな違いがある場合に、顧問が悩むケースが多く見受けられる。

試合での勝利や大会での入賞は、生徒の目標の一つでもある。特に、運動部活動では、試合に臨む以上、勝敗にこだわることもスポーツの意義の一つであるが、学校教育の一環として行われる部活動の趣旨から外れないような指導を心掛けるべきである。行き過ぎた指導が払拭できないならば、学校教育とは言えない。その点でも、年度当初のミーティングや保護者会等で、生徒、保護者や関係者に対し、活動方針をはじめ、年間活動計画や月ごとの活動計画等について、事前に知らせることにより、説明責任を果たしていくことが

重要である。また、保護者による活動状況の参観も定期的に行い、意見交換会を行うなど信頼性を高める取組も必要である。

オ 活動計画の改善

活動計画を詳細に作成し、計画的に取り組んでいても、当初の計画と実際の活動にずれが生じる場合がある。そのような場合は、活動計画を適時見直し、改善していくことが大切である。また、活動後は、常にその日の活動を振り返り、次回の活動内容・方法、指導内容・方法、活動場所の変更等について、検討する必要がある。



2 部活動指導者の役割

(1) 教員

今までに経験のない部活動の顧問を分掌されたとき、その教員は、業務を遂行できるかどうか悩むことが多い。さらに、担当する部活動が専門外であれば、うまく指導できるかどうか不安を抱くこともある。

しかし、部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、顧問だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。生徒のニーズとのバランスを図りながら、周囲の協力を得て、生徒の夢や目標を実現できるように取り組んでいくことが大切である。

教員が顧問を務める場合、必ずしも監督やコーチである必要はない。生徒の管理面は教員として責任をもって指導するが、技術指導は、部活動指導員等の専門家に依頼することもできる。技術指導はできなくても、生徒を温かく見守ったり、生徒と一緒に汗を流したりする顧問であってよい。生徒のひたむきな心に直接触れるチャンスは、どの部活動にもある。

教員の主な役割（職務）	
●実技指導 ●安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ●用具・施設の点検・管理 ●学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 ●保護者等への連絡 ●年間・月間指導計画の作成 ●生徒指導に係る対応 ●事故が発生した場合の現場対応 ●部活動の管理運営（会計管理等）	●部活動中の事故防止、安全対策 ●外部の指導者との連絡・調整 ●担任との連絡・調整 ●地域との連絡・調整 ●大会主催者との連絡・調整 ●広報活動

(2) 部活動指導員

文部科学省は、平成 29 年 3 月、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実を図ることを目的として、学校教育法施行規則の一部を改正した。これを受けて、スポーツ庁は、平成 29 年 3 月 14 日付「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」の中で、部活動指導員の職務について、次のように示した。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営(会計管理等)
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、実技指導に加え、教員の代わりに生徒指導や対外試合の引率を行うなど、責任の重い職務を担うことから、教職経験者や校長が適格と認める地域の人材など、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた人物を配置することが重要である。

東京都教育委員会は、平成 29 年度、学校関係者等からなる検討委員会を新たに設置し、部活動指導員の導入に向け、部活動指導員として必要とされる資質・能力や経験、職務、服務事故等を防止するための研修の在り方等について協議した。

その協議結果などを踏まえ、東京都立学校部活動指導員設置要綱において、部活動指導員の職務を以下のように定めた。

部活動指導員の主な役割（職務）

校長及び東京都教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 用具・施設の点検・管理
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- 保護者等への連絡
- 年間・月間指導計画の作成
- 生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の現場対応
- その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

また、部活動指導員の質の維持、向上は、常に求められる大きな課題であるということ
を踏まえ、部活動指導員の育成に向けた研修を次のように計画的に行うこととした。

都教育委員会及び学校は、都中学校体育連盟及び都高等学校体育連盟と連携し、部活動指導員に対し、以下の内容等について、定期的・計画的に、研修を行う。

- (1) 職務上守るべき法令に関する内容
- (2) 部活動の位置付けや教育的意義
- (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- (4) 安全の確保や事故発生後の対応

○ 都教育委員会

全部活動指導員を対象とした研修を、年度当初及び年度途中に実施する。（年２回）

○ 学校

校長が必要と判断する職員会議や校内研修会に部活動指導員を参加させる。

○ J Tの中で、計画的に管理職、部活動担当教員、生活指導主任等による指導を行う。

○ 都中学校体育連盟及び都高等学校体育連盟

各競技部が実施する実技講習会、体罰根絶に向けた研修会等に部活動指導員を参加させる。

(3) 外部指導者

地域には、スポーツ、文化、科学、芸術等における経験者や有資格者、特殊な技能を有する人や、愛好者・専門家など様々な人たちがいる。例えば、地域の道場で指導している有段者、地域に伝わる伝統的な和太鼓の継承者、茶道・華道の師範、スポーツ少年団の指導者などであり、校長は、こうした人たちを外部指導者として認めることができる。

外部指導者は、学校の方針に従って部活動指導の一翼を担うことができるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。また、生徒一人一人を大切に、人権に配慮した指導をすることが求められ、自らの言動が生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識して指導する必要がある。

外部指導者の主な役割（職務）

校長及び東京都教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 用具・施設の点検
- 事故が発生した場合の現場対応
- その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

■ 外部指導者の例

地域

地域に住むスポーツ、文化、科学、芸術等の専門的な知識や技能等を有する人が、部活動の外部指導者として指導に関わる。

保護者

スポーツ、文化、科学、芸術等の愛好者や経験者である生徒の保護者が、部活動の指導面を補助する。

同窓会・卒業生

同窓会や部活動の卒業生が、部活動の指導を補助する仕組みをつくり、母校の後輩たちの指導を担う。

大学生

区市町村教育委員会が域内の大学と連携し、大学生を学校に派遣し、指導面の足りない部分を補う。

学校の職員

学校に勤める事務職員などが、その学校の外部指導者として部活動に関わる。

教育委員会等への登録

学校が外部指導者に直接依頼する場合以外に、教育委員会等が外部指導者を登録し、必要が生じたときに対応できるようにする。

(4) 教員と外部の指導者（部活動指導員及び外部指導者）との協働体制の構築

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、教員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故発生時の対応等の情報交換を行うなど、連携を十分に図る。

外部指導者は、顧問である教員や部活動指導員と連携・協力しながら部活動のコーチ等として主に技術的な指導を行う。

部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者は、技術的な指導力があるため、自分は教員よりも生徒や保護者から信頼されていると誤解し、大きな問題に発展してしまう場合があることに留意するとともに、学校教育への重要な協力者であることを自覚する必要がある。

学校は、外部の指導者に対し、部活動の指導において、何を期待しているのか、どのような役割を担ってもらうのか、十分に説明し連携体制を構築するとともに、年度当初に、生徒や保護者に対して外部の指導者を導入する理由や期待できる効果などを説明することが重要である。

教員・部活動指導員・外部指導者などの部活動の指導者と保護者とが共通理解に基づき、協働して生徒を指導する体制がつくられることにより、部活動の充実を図ることができる。

主な役割（職務）	教 員	部活動指導員	外部指導者
●実技指導	○	○	○
●安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
●事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
●用具・施設の点検・管理	○	○	△
●部活動中の事故防止、安全対策	○	○	△
●学校外での活動（大会・練習試合等）の引率	○	○	△
●保護者等への連絡	○	○	
●年間・月間指導計画の作成	○	○	
●生徒指導に係る対応	○	○	
●外部の指導者との連絡・調整	○	○	
●部活動の管理運営（会計管理等）	○	△	
●担任との連絡・調整	○	△	
●地域との連絡・調整	○	△	
●大会主催者との連絡・調整	○	△	
●広報活動	○	△	

※ △：配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

(5) 外部の指導者による適切な指導

教員は、法令等に基づいて公正中立の立場で仕事をしている。体罰やセクシュアル・ハラスメントなどの行為は生徒の人権を損なうとともに、学校の信頼を大きく損なうため、法的に学校の職員として位置付けられている部活動指導員はもとより、外部指導者も、教員と同様に一人一人の生徒を尊重し、公正中立に指導に当たることが大切である。

■指導に当たっての確認事項（例）

- 学校教育の一翼を担っているという自覚がある。 ●生徒の立場に立って考える姿勢がある。
- その場の感情的な指導をしない。 ●体罰が生徒の心に深い傷を残すことを理解している。
- 威圧や腕力で言うことを聞かせようとしない。 ●思い込みや自分の考えだけで指導しない。
- 生徒の個人情報の保護に配慮している。 ●教職員に、報告・連絡・相談を必ず行っている。

■学校の方針に基づいて指導している例

【中学校 サッカー部 部活動指導員より】

顧問の先生が生徒に指導していることと同じスタンスで生徒に接しています。例えば、「挨拶をきちんとすること」「時間を守ること」「互いに一人一人を尊重すること」というような話を生徒にしています。

■外部指導者が、顧問の許可無く練習を計画してしまった例

【高等学校 吹奏楽部 顧問より】

教職員の知らないところで、外部指導者と生徒が練習をしてしまったため、保護者から帰宅時間が遅いと連絡が入りました。時間的な余裕がないのは分かりますが、このような行動は学校に対する保護者の信頼を損なうことにつながるので、この外部指導者には辞めていただきました。

3 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 適切な指導に向けた留意点

ア 生徒の発達段階に応じた科学的な視点

部活動は、生徒自身が興味・関心をもって取り組む活動であるため、顧問は、生徒の成長を促すよう配慮しなければならない。生徒が、部活動を通して楽しく充実した学校生活を送るためには、目標設定や目標に近付くための過程も重要である。

そのため、適切な部活動の運営や指導を行う必要があり、バランスのとれた学校生活や生徒の将来的な成長を見据えた教育的な配慮が求められる。さらに、健全育成に向けて自己肯定感を育むとともに、自信をもたせるような指導も必要である。

大会等に向けた練習においても、土日も休みなく長時間練習したり、勝利至上主義的な過熱した指導を行ったりすることは、大会等での成果が期待できなくなるばかりか、学業や学校生活への悪影響も懸念される。

イ 望まれるコーチングの行動

生徒を中心に考え、生徒の学びが最も良い状態になっているかどうかを意識することが大切である。また、内発的動機は外発的動機による行動よりも学習の効果が高く、なおかつ心理的な幸福感が得られやすい。生徒の部活動に対する動機を内面化させていくため、生徒の行動や思考を制御する言動はできるだけ控え、学びが起こりやすい環境を整えていくことが肝要である。

ウ 生徒への精神面での配慮

対外試合やコンクールなどへの参加は、生徒の成長の機会の一つとして重要である。

同好の者が互いに競い合うことは、個人やグループ、チームの到達点が明らかになり、更に高い目標に向かって進んでいく契機となる。また、部活動に参加する一人一人の生徒が、目標をもって日常の活動に取り組んでいくことになる。

試合や大会、発表会等は、生徒にとっては日常の活動とは異なる重要で貴重な局面であることから、興奮や緊張に適応しなければならない。生徒自身にとって適度な興奮と緊張であれば、練習以上の力を引き出せる場合もある。しかし、逆に、過度な興奮と緊張に陥ってしまうと不安定になり、もっている力を十分に発揮できないばかりか、大会での良い成績が収められないと過剰な責任感につながってしまうこともあるため、生徒への精神面での事前の配慮が必要である。

エ 試合や大会に出られない生徒への配慮

一緒に活動していても、全員が同じように大会や試合に参加できるとは限らない。運動部活動では、「試合に出られるのは誰か」、また、文化部活動では、「誰がオーディションに通るのか」といった心境になり、特に、部員数の多い部活動では、出場する生徒がいる一方で、応援するだけの生徒がいるという状況が大会や試合のたびに発生する。試合に出られない生徒や、舞台上に立てない生徒も含めて全ての生徒がモチベーションをもち続けられるようにする工夫が必要である。チャンピオンシップを求めるだけでなく、

全ての生徒が活躍できるよう、練習試合や発表の機会を設定する等の様々な工夫が必要である。

試合や大会では、控えの生徒にも役割を与えることで、チームとしての一体感が生まれてくる。また、控えの生徒に対して感謝をする雰囲気や部活動全体の計画の中で普段から作っておくことも大切である。

試合や大会の結果だけにとらわれることなく、仲間や指導者、相手の学校、応援してくれる方など、部活動内外の多くの人々との多様な関わりを体験し、共感できることも部活動の大きな意義である。こうした体験は、生徒の豊かな人間性の涵養につながる。

(2) 部活動の成果を活用できる機会の積極的な設定

部活動の成果発表の場は、試合や大会だけではない。部活動を通して培われた健全な心やボランティア精神などは、学校の中だけにとどまらず地域に出てもその成果を生かせる場面が多い。

例えば、学校行事において演奏や発表などの活動の場を提供することで、地域への参画意識を高める方法が考えられる。入学式での音楽演奏、入部説明会での実演、学芸発表会や文化祭等の文化的行事のステージ発表など、部活動の成果を活用できる機会を設定することで、生徒の意欲や達成感を高めることができる。

また、練習試合や定期演奏会等については、保護者にも連絡し、生徒が活躍する様子を見てもらう方法もある。部活動によっては、地域行事や社会奉仕活動に積極的に参加することも考えられる。

(3) 保護者との協力体制の構築

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加する活動であるが、一生懸命に取り組んでいるときに保護者や地域の方からの励ましの声をいただくことが、生徒にとっては大きな支えとなる。また、様々な面での援助は、部活動の支えとなる。

部活動は、学校教育の一環として行われるため、教育課程と同様、保護者の理解を得ながら、費用や家庭での健康面での配慮などについて、家庭の協力を呼び掛けていくことが必要である。保護者との協力体制を作ること、顧問の重要な役割であり、保護者との協力体制によって、生徒指導の効果も期待できる。

(4) 部費の適切な徴収と管理

部活動によっては、保護者や地域が後援会等の組織をつくり、試合や大会の応援を行ったり、生徒たちの飲食物等を購入したりして、部活動を援助する場合もある。各家庭の経済状況は異なるため、保護者会費や後援会費などの徴収については、顧問としてもその内容を十分に把握し、全ての保護者に「なぜ、この経費が必要なのか」という理由を事前に説明し、事後には会計報告を示す必要がある。

(5) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ア 顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- イ また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教員等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- ウ 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施すること。
- エ 学校部活動は、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- オ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- カ 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うことに沿った指導を行うこと。特に、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- キ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ク 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ケ 暴力・暴言・ハラスメントや、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

(6) 合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進

ア 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

イ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(7) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図ること。

4 適切な活動時間・休養日等の設定

部活動は、活動時間のみならず、生徒の生活や生涯全体を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動として展開されることが重要である。また、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりすることのないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが強く求められている。

文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」を踏まえ、東京都教育委員会は、以下のとおり、部活動における活動時間・休養日等を設定する。

適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】 週2日以上休養日を設定すること。

【活動時間】 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

上記の休養日や活動時間等は、成長期による生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。ただし、生徒の意思を確認するとともに、生徒の負担とならないよう工夫や配慮をする。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とすることが必要である。
- 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、区市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備する（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

ウ 東京都は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

エ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

オ 活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

なお、令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

＜学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要＞

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1 求められる指導者像 – Good Coach を求めて –

(1) 指導者の役割

スポーツ、文化、科学、芸術等を豊かに享受する能力とは、生徒が自らその活動することにより意義と価値をもち、競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの規範に基づき、主体的・継続的にスポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、指導者は、自らがスポーツや文化を理解し、生徒の人権を尊重し、生徒の立場に立ち、サポートしていかなければならない。

(2) 求められる指導者像

指導者には、部活動に関わる生徒の様々な欲求に対し適切にサポートしていくことが求められる。学校の部活動顧問が、その専門的な知識・技能や高いコーチング能力を有するとは限らない。しかし、教育活動の一環として設置した部活動の顧問になった以上、生徒のニーズを十分に理解した上で、その役割を果たすことが大切である。

■ グッドコーチに求められる「資質能力」

- ・ 人間力（思考・判断）：自分自身のコーチングを形づくる中心にあるもの
- ・ 人間力（態度・行動）：プレーヤーや社会との良好な関係を築くために必要な資質能力
- ・ 知識・技能（スポーツ知識・技能）：スポーツ指導を行ううえで必要となるスポーツ科学の知識・技能

人間力	思考・判断		スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学（人が好き、スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解、プレーヤーやスポーツの未来に責任を持つ、社会規範、スポーツの高潔性）
	態度・行動	対自分力	学び続ける姿勢（自己研鑽）、前向きな思考・行動、くじけない心、課題発見力、課題解決力、自己統制、内省、社会規範
		対他者力（人、社会）	基本的人権の尊重、相互理解、プレーヤーズセンタード、暴力・ハラスメントの根絶、コミュニケーションスキル、マネジメントスキル、目標設定、協力・協調・協働、長期的視点、関係構築力
知識・技能	スポーツ知識・技能	共通	あらゆるコーチング現場に共通するスポーツ科学
		専門	個々のコーチング現場別（競技別、年代別、レベル別、障がいの有無 など）に求められる専門知識・技能

（公益財団法人日本スポーツ協会）

■ プレーヤーズセンタード

プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

（公益財団法人日本スポーツ協会）



【全体が高まる・成長する】

(3) 優れた指導者 (Good Coach) 像

■ グッドコーチとは

人物像	キーワード
スポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重し、表現できる人	人が好き、スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解
グッドプレーヤーを育成することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることができる人	プレーヤーやスポーツの未来に責任を持つ
プレーヤーの自立やパフォーマンスの向上を支援するために、常に自身を振り返りながら学び続けることができる人	課題発見・課題解決、自立支援、プレーヤーのニーズ充足、卓越した専門知識 (スポーツ教養含)、内省、継続した自己研鑽
いかなる状況においても、前向きかつ直向きに取り組みながら、プレーヤーと共に成長することができる人	逆境・困難に打ち克つ力、ポジティブシンキング、真摯さ、継続性、同情・共感、対象に合わせたコーチング
プレーヤーの生涯を通じた人間的成長を長期的視点で支援することができる人	プレーヤーズセンタード、プレーヤーのキャリア形成・人間的成長、中長期的視点
いかなる暴力やハラスメントも行使・容認せず、プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる人	暴力・ハラスメント根絶、相互尊敬 (リスペクト)、公平・公正さ
プレーヤーが、社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動をとれるよう導くことができる人	社会の中の自己認識、社会規範・モラルの理解・遵守、暴力・ハラスメント根絶意識のプレーヤーへの伝達
プレーヤーやプレーヤーを支援する関係者 (アントラージュ) が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・協働・協調できる環境をつくることのできる人	社会との関係・環境構築、チームプレー、感謝・信頼、協力・協働・協調

(公益財団法人日本スポーツ協会)

■ 十の自戒

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
 - 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
 - 三 優れた指導者には自ずと蹊が成るものと省みるべし
 - 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
 - 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
 - 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
 - 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
 - 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
 - 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
 - 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし
- 体罰根絶に向けた教員研修用パンフレットより (平成25年3月 東京都教育委員会)

2 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範

(1) コンプライアンス (compliance)

広義には、民間企業、非営利組織、行政組織などが消費者、従業員・職員、取引先、株主などの利害関係者の要請に機動的に対応することを意味する。

我が国では一般的に、法律や規則に従う「法令遵守」の意味で使われている。

(2) 部活動顧問等によるコンプライアンスの徹底

平成 24 年度の体罰の実態把握調査では、顧問等による体罰が数多く発覚した。一部には、「部活動の指導は、教員の本務ではない。」「部活動指導はボランティアで行っている。」と誤解している者がおり、部活動指導を私的領域と勘違いしていると見受けられる事案もあった。

校長は、学校教育法第 11 条で禁じられている体罰をさせない、部活動顧問等は体罰を行わないというコンプライアンス（法令遵守）を徹底しなければならない。

(3) 倫理規範

公益財団法人日本スポーツ協会は、公益財団法人全国中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟などの加盟団体に「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」（平成 30 年 4 月）を示すとともに、広くスポーツ指導者向けには、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」（令和 4 年 4 月）を示している。

中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動の指導に携わる者は、十分にその内容を理解し、実践に役立てていくことが大切である。

■ 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）

倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠です。さらに、たとえ現在は指導現場に問題がなくても、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起こらないように対策を立てておくことが必要です。

反倫理的言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけでなく、スポーツに関わるあらゆる人間関係で生じる可能性があります。したがって、指導者はそのことを認識し、自分自身の言動のみならず、自身が関わる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などを含めたあらゆる場面において反倫理的言動が生じないよう、最大限の準備と対応をすることが求められます。

反倫理的言動

反人道的言動

- 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力
- 性暴力及びセクシャルハラスメント
- 差別

その他の反社会的行為

- 不適切な指導
- ドーピング及び禁止薬物等の使用
- 金銭的な事柄

3 文部科学省の見解

(1) 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要である。

(3) 懲戒と体罰の区別について

教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該生徒の年齢、健康、心身の発達状況、苦痛の状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」文部科学省より

■ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは、運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

ただし、生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきである。

（「運動部活動での指導のガイドライン」平成 25 年 5 月文部科学省より）

(4) 文部科学省が示した体罰等の参考事例

体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)	身体に対する侵害を 内容とするもの	・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。 ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。 ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。 ・ 立ち歩きが多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。 ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。 ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。 ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
	被罰者に肉体的苦痛を 与えるようなもの	・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。 ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。 ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
認められる懲戒	通常、懲戒権の範囲内と判断 されると考えられる行為	○ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例 ・ 放課後等に教室に残留させる。 ・ 授業中、教室内に起立させる。 ・ 学習課題や清掃活動を課す。 ・ 学校当番を多く割り当てる。 ・ 立ち歩きが多い児童・生徒を叱って席につかせる。 ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
正当な行為	通常、正当防衛、正当行為と 判断されると考えられる行為	○ 児童・生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。 ○ 他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使 ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。 ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。 ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。 ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

4 体罰の定義

平成 25 年 2 月に設置された「部活動指導等の在り方検討委員会」※では、学校教育法、刑法、判例や、研究論文等を参考に、懲戒と体罰について、次のとおり定義付けを行った。

- 教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。
- 懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。
- 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。
- 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。
- この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。
- また、不適切な指導、暴言等や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

このため、生徒に精神的苦痛・負担を与える「暴言」を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を、「行き過ぎた指導」とした。

次に、この定義を基に、体罰の関連行為を分類し、それぞれの特徴、内容、具体例、想定される事例等を示すことにより、曖昧であるとされてきた体罰概念をより明確にした。

※ 平成 24 年 12 月、大阪市立高校バスケットボール部において、顧問教員の体罰を背景として生徒が自殺するという痛ましい事件が発生した。この事件を契機に、東京都教育委員会は、体罰の根絶に向けた総合的な対策を検討することを目的に、平成 25 年 2 月に「部活動指導等の在り方検討委員会」を設置し、体罰が起こる原因や背景、そして体罰を根絶していくための対策を検討した。

5 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導

(1) 暴言の例

- 管弦楽部に所属する生徒に対して、「下手くそ」、「リズム音痴」との発言を複数回言い、当該生徒に不快感を与えた。

その他の例

- 口癖のように言っているもの
死ね 消えろ バカ アホ クズ うざい 使えねえ
- 人格等を否定するようなもの
デブ チビ ゴミ女 ババア 病気か お前らクソだ
- 部活動を私物化している
部活を辞めろ 一生使わない どうせ勝てない

(2) 不適切な指導の例

- 野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って胸部を押した。
- バレーボール部の練習中、顧問が何度も同じことを繰り返し注意したのに反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。
- 試合に負けたため、外部指導者が、部員 18 名を一行に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。

(3) 暴言や不適切な指導はなぜ問題か

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り心の傷となることがあること、対象となる生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛・負担を与えること、教員等のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与え人格を否定することで生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員等が、自ら生徒に暴言等を行うことは許されるものではない。

また、暴言等の精神的苦痛・負担を与える行為は、教育指導上、生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の暴力行為と同様に指導方法として用いてはならない。

そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員としての力量形成に努めなければならない。

6 体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		
名称	特徴	内容
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)	
	暴力行為 (肉体的苦痛)	
不適切な行為	不適切な指導	教員が、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
	行き過ぎた指導	精神的・肉体的負担 運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導
指導の範囲内		肉体的苦痛や負担を伴わない 注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使
適切な指導		懲戒行為 教育指導としての有形力の行使 学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使
正当防衛 正当行為		防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為

※本ガイドラインは、「体罰」関連行為の区分を示したものである。

ガイドライン	
具体例	想定される事例
有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	●授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ●メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ●柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
頭・頬をたたく、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った。
手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	●宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ●チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。
罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	●授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。 ●事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。
目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
腕をつかんで連れて行く、頭（顔・肩）を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	●友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ●授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩（背中）をたたき褒める、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導する場合	●授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ●大縄跳びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	●化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のビンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	●情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ●階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。

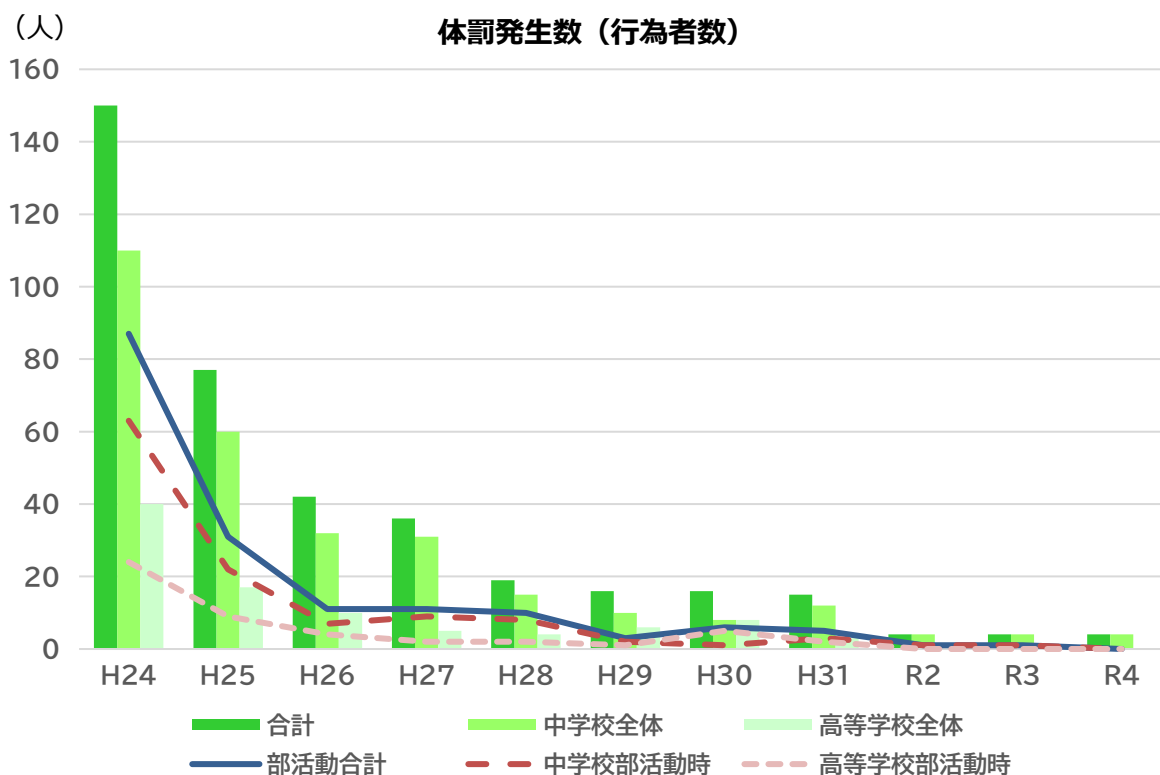
第 204 条（傷害）	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 205 条（傷害致死）	身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3 年以上の有期懲役に処する。
第 208 条（暴行）	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
第 222 条（脅迫）	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
第 223 条（強要）	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
第 230 条（名誉毀損）	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 231 条（侮辱）	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
第 35 条（正当行為）	法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
第 36 条（正当防衛）	急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第 37 条（緊急避難）	自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

7 東京都における体罰の実態

(1) 体罰発生数

○平成 24 年度から年々減少傾向にある。

○令和 4 年度、部活動での場面で行われた体罰が初めて 0 件となったが、その後、少ないながら、根絶には至っていない。



(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
中学校全体	110	60	32	31	15	10	8	12	4	4	4
中学校部活動時	63	22	7	9	8	2	1	3	1	1	0
高等学校全体	40	17	10	5	4	6	8	3	0	0	0
高等学校部活動時	24	9	4	2	2	1	5	2	0	0	0
合計	150	77	42	36	19	16	16	15	4	4	4
部活動合計	87	31	11	11	10	3	6	5	1	1	0

「平成 24 年度～令和 4 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」
(東京都教育委員会) より作成

8 体罰が繰り返される構造

我が国では、既に明治 12 年の教育令において、「^{オヨソ}凡^{イイ}学校^ニ於^テハ生徒^ニ体罰^ヲ加^フ可^レラス」と定められて以来約 140 年が経過し、戦後、昭和 22 年の学校教育法において、改めて体罰の禁止がうたわれて以降 70 年以上となるが、体罰事案は後を絶たない。

その原因は、一握りではあるが、ひとえに教員の意識の中に、「体罰は必要悪である。」あるいは「自分は体罰によってスポーツ選手として成長できた。」との思いが潜在的に根強くあることにある。さらに、そうした潜在意識を擁護するような社会や保護者の風潮が、教員の違法行為を正当化させ誤った自信を与えることにつながっている。

このため、部活動指導等の在り方検討委員会（平成 25 年 2 月設置）では、「体罰調査委員会報告書」をはじめとし、裁判例や様々な研究論文等を参考に、体罰が繰り返されてきた背景を探り、問題点を四つの視点に分類することにより全体構造を整理した。

■ 体罰の背景から分類した視点と具体的な問題点

視点	具体的な問題点
(1)教員自身の問題	① 教員自身が体罰や暴力を受けた経験 ② 体罰・暴力に対する認識不足 ③ 人権感覚の欠如・調教的発想 ④ 善意であれば何をしても許されるとした誤った熱意、指導観、使命感 ⑤ 他に適切な方法があるにもかかわらず安直に体罰等に頼るという指導力の不足 ⑥ 生徒の私物化・支配化 ⑦ 暴力肯定の潜在意識 ⑧ 怒りに対する自己行動コントロール能力の欠如 ⑨ 暴力による一時的効果の誤解と依存性 ⑩ 体罰による顧問の成功体験 ⑪ パーソナリティ障害
(2)生徒自身の問題	① 厳しいトレーニングと体罰の混同 ② 顧問への絶対的服従意識 ③ 体罰を自分自身の責任と受け止め、受容してしまう意識 ④ 暴力を受けたことにより暴力で問題解決を図るようになるという暴力の再生産 ⑤ 教員への反抗的態度 ⑥ 問題行動・非行
(3)学校文化や 教員の意識	① 生活指導や部活動指導を熱心に行う一部の教員への依存体質 ② 教員の親代わり意識と独善性 ③ 教員の仲間意識と事なかれ主義 ④ 日頃の熱心な指導や生徒との厚い信頼関係による体罰に関する誤った認識 ⑤ 学級・部活動の閉鎖性 ⑥ 部活動の独立性・広域性 ⑦ 部活動指導に対するボランティア意識 ⑧ 隠蔽による体罰の潜在化 ⑨ 遵法精神の欠落
(4)体罰を容認する 社会風土	① 教員の「愛の鞭」に感謝する風潮 ② 誤りを正しにくい世間体 ③ 駄の学校依存・部活動への過度の期待 ④ 保護者の過保護・甘やかし・過干渉 ⑤ 勝利至上主義と暴力的指導の容認 ⑥ 体罰概念の個人差と軽微な体罰の黙認 ⑦ 傷害の有無による態度の硬化・軟化 ⑧ 学校や教員ともめ事を起こしたくない事なかれ主義 ⑨ 学校の評判が下がることへの抵抗感 ⑩ 競技実績による上級学校への進路保障

9 体罰のない部活動の推進

部活動は、教育的意義が高く、継続的に振興しなければならない教育活動である。中学生や高校生のみならず、保護者、卒業生や地域の関係者にとっても、学校の部活動への期待は大きいものがある。

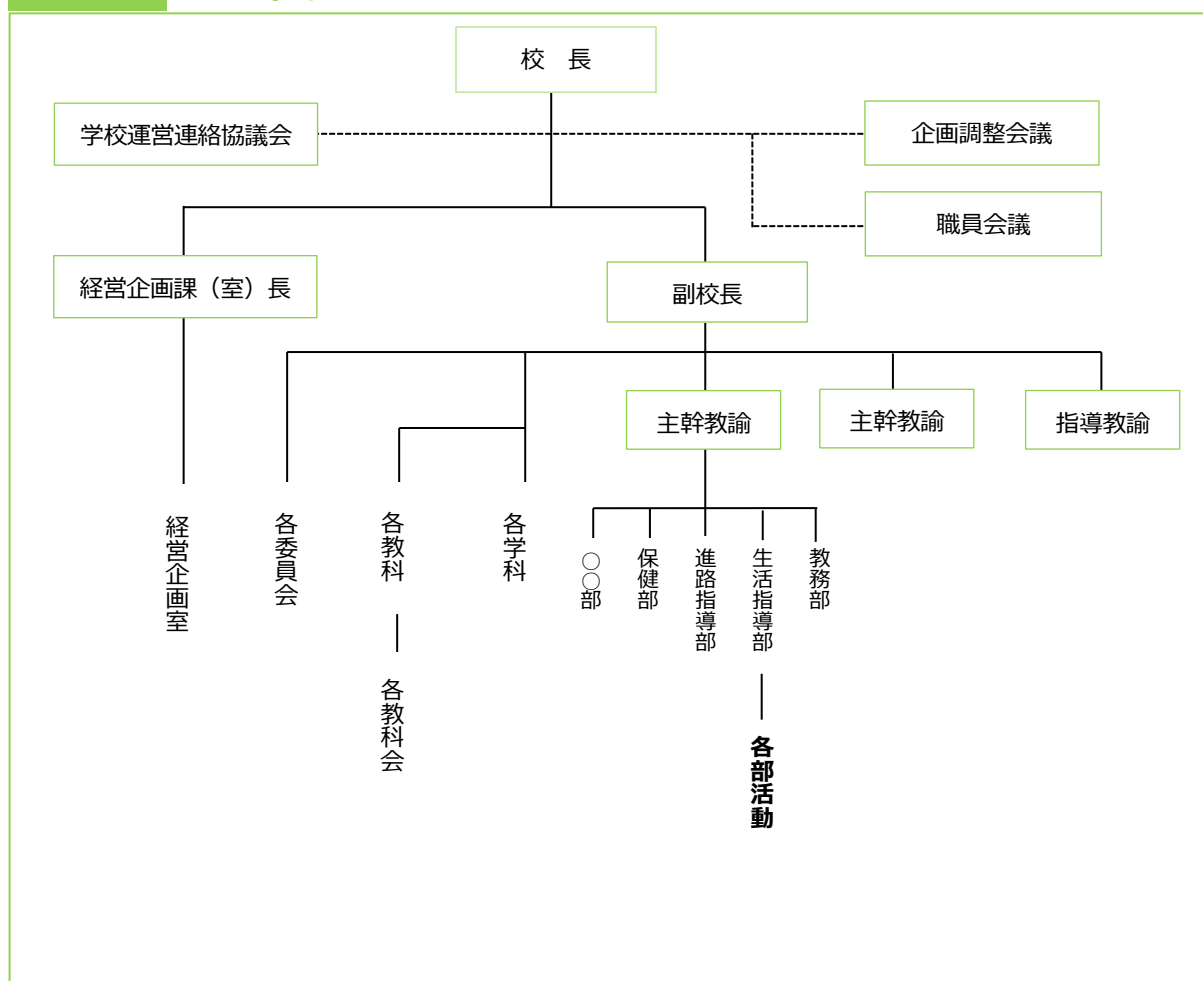
しかし、部活動指導中の体罰は、減少傾向にあるものの、未だ根絶には至っていない。

学校における全ての部活動は、健全育成という原点に立った指導が推進されなければならない。

東京都教育委員会は、平成 26 年 1 月、全ての公立学校から体罰を根絶するため、「体罰根絶に向けた総合的な対策」を定め、「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を制定した。あわせて、都立学校管理運営規程（標準規程）を改正し、部活動指導を校務分掌組織である生活指導部の下に明確に位置付け、部活動を所管する部署と責任を明確にすることにより、校長による学校管理運営の強化・徹底を図ることとした。

参考

分掌組織図



(1) 顧問等に対する指導者講習会の実施

運動部活動に関しては、専門的指導ができる教員だけで分担することはできないため、教職員全員体制で部活動の担当を分担することが一般的である。

担当する顧問はスポーツやその指導に関して経験がない場合や、自らの学生時代等の経験に頼っている等、指導力が十分でない場合がある。

東京都教育委員会は、平成 26 年度から、東京都高等学校体育連盟及び東京都中学校体育連盟と連携を図り、全ての顧問を対象として指導者講習会を開催している。さらに、平成 30 年度からは、部活動指導員を対象として、部活動の位置付けや教育的意義、職務上守るべき法令、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生後の対応等について取り上げ、学校組織の一員として、地域・保護者の協力の下、生徒の生活全体や将来を見据え、知・徳・体のバランスのとれた生徒の成長を促す指導についての研修を実施している。また、令和 8 年度から中学校については、地域クラブ活動指導者も対象とし、研修を実施する。

今後とも、言葉で伝える力を高める指導法、著名な指導者による優れた指導を追求する研修、怒りなどの感情をコントロールする指導等、現状に応じた幅広い研修の実施が望まれる。

(2) 部活動単位による保護者等との意見交換会の開催

部活動では、指導者と生徒により親密な関係性が育まれる。良好な関係性の下で活動が展開されれば、大きな成果をもたらす。一方、親密な関係性は、生徒への支配関係・従属意識や絶対的な権力関係を生む土壌にも発展しかねない危険性を有している。

学校外から学校内は見えにくいいため、保護者を含め不安感を抱く傾向に陥りがちである。特に、保護者の不安を払拭していくためにも、学校での指導の様子をより一層公開することが大切である。

保護者への指導方針等の説明、指導状況の参観等を定例的に行うとともに、部活動単位で保護者や地域関係者との意見交換会を開催することを通して、共通理解を図り信頼性を高めていく必要がある。

(3) スポーツ医・科学的視点の積極的導入

近年、スポーツ指導では、スポーツ医・科学の視点から、個人の状態を客観的に把握・分析し、指導上の課題を発見し解決していくことを重視するようになってきている。

個人の筋力、持久力等の身体の機能や能力を数値化し、指導者と情報を共有することで、練習メニューやゲームについて意見交換することができ、主体的にトレーニングに取り組むようになる。指導者にとっても、選手の課題や指導のポイントが明確となり、科学的な情報に基づいた冷静な判断を促していくことになる。

部活動においても、こうした医・科学的な知見を生かし、指導内容・方法を考え、生徒の潜在能力を引き出し、効果的・効率的に技能の向上につなげていくことが必要である。

(4) 体罰、暴力的指導、行き過ぎた指導のない部活動運営を生徒や保護者に公表

顧問は、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにするために、年間目標、指導方針、指導内容・方法等をあらかじめ定め、体罰、暴力的指導、行き過ぎた指導のない部活動を展開していくことを生徒や保護者に公表することが必要である。

(東京都立学校の管理運営に関する規則 第十二条の十二の4)

(5) 外部指導者や上級生への対応

外部指導者による暴力や、上級生から下級生に対する暴力（生徒間暴力）が、顧問の目の届かないところで行われたことがある。

外部指導者には、契約を交わす際に、学校の教育方針の下で自らがもつ高い指導力や専門性を十分に発揮するよう努めること、そして、決して暴力による指導を行わないということを確認するとともに、指導を徹底する必要がある。

また、生徒には、暴力で問題解決を図ることのないよう、日頃からの指導を徹底する必要がある。

10 児童生徒性暴力等、不適切な行為、セクシュアル・ハラスメントの防止

(1) 児童・生徒性暴力等、不適切な行為、セクシュアル・ハラスメント

生徒に対する児童・生徒性暴力、不適切な行為、セクシュアル・ハラスメントは、生徒の心を傷付けるとともに、一人の指導者の行いが、他の全ての指導者の信用を損なうことにつながる、決して許されない行為である。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第3条に、「教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない」と規定されている。教育に携わる全ての者は、次に示す一切の行為を行ってはならない。

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
- ③ 16歳未満の者に対する面会要求等刑法の罪※、児童買春、児童ポルノ法違反、性的姿勢撮影等処罰法違反
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ(性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの)

※ 16歳未満の者に対して、わいせつの目的で、面会を要求する若しくは面会する行為、性的な部位を露出した姿勢などを撮って写真や動画を送るよう要求する行為

指導者は、自分の言動が生徒にどのように受け止められるかを、常に考えて振る舞うこと、また、教育に携わる者として、自分の感覚ではなく相手の立場に立って考えることが大切である。生徒等との不適切な関係、立場を利用した児童・生徒性暴力等、不適切な行為、生徒等を傷付けるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。

(2) してはならない具体的な行動

- 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での生徒等に対する個別指導は、一人で行わないこと。
- 生徒等に対する指導上 unnecessary な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、だいたい大腿部等を触る（着衣の上からの身体接触を含む。）、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等）は行わないこと。
- 生徒等を教職員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしないこと。
- 管理職の許可なく、生徒等の自宅を訪問しないこと。
- わいせつ行為は、刑法違反（強制わいせつ罪等）、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- 相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクシュアル・ハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わないこと。
- 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明した上で、当該生徒の意向を聞き取り、第三者に同席させるなどの配慮をすること。
- 携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を、生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない。

(3) 過去の事故事例と処分量定

- 勤務校において、同校児童が13歳未満の者であることを知りながら、同児童にわいせつな行為をしようと考え、同児童に対して、両手で同児童の胸を触るなどの行為を行った。（懲戒免職）
 - 勤務校女子更衣室において、同校女子生徒の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にした小型カメラを、更衣室内のロッカーに隠し入れて設置した。（懲戒免職）
 - 自宅において、勤務校生徒にキスをする、右手で同生徒の胸を直接触るなどの行為をするなどした。（懲戒免職）
 - 勤務校廊下において、部活動の指導中、同校生徒に対して、着衣の上から、両手で、同生徒の腰、大腿部等をマッサージし、同生徒に嫌悪感及び不快感を与えた。（停職3月）
 - 勤務校生徒に対して、不適切な内容のメッセージを送信する、勤務校において、抱きしめるなどして、同生徒に不快感等を与えるなどした。また、同生徒に対して、メッセージのやり取りを隠ぺいする目的で、同やり取りを消すよう指示した。（停職3月）
- 「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」(令和7年11月改訂 東京都教育委員会)

参考

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、他の者（教職員以外の者も含む。）を不快にさせる、職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動を指す。

例えば、職場や、職場関係者の酒席などで、次のような言動を行い、相手が不快に感じた場合はセクハラになり得ることから、十分な注意が必要である。

- ひわい 卑猥な内容の冗談を交わす。
- 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。
- 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、メッセージ、メール等を送ったりする。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 身体に不必要に接触する。
- 交際、性的な関係を強要する。

※ 被害者の性的指向や性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当する。

第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策

1 運動部活動において発生する事故の要因、運動やスポーツに内在する危険性等

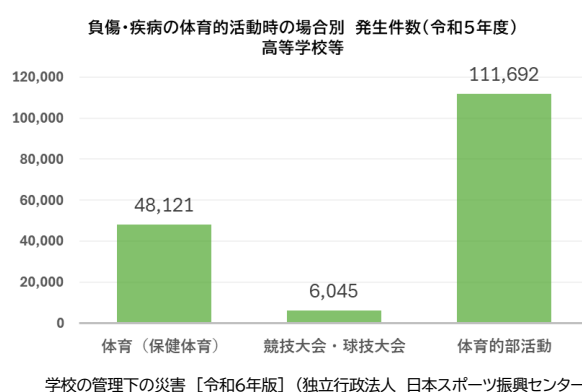
(1) 事故の要因

運動部活動には、運動やスポーツを通して、生徒の健全な心身の調和的な発達を図るという重要な役割と意義がある。

一方、体育的活動には多少のけがや故障が伴うことがあるが、生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容・方法、指導者の管理・監督・指導、練習場等の施設・設備、使用する用具及び天候・自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を常に有している。

事故の要因は個別に判断されなければならないが、一般的なものとしては、

- A 自身の人為的要因
- B 他人からの人為的要因
- C 運動やスポーツの特性による要因
- D 体力・技能や発達段階による要因
- E 活動計画や安全対策による要因
- F 施設・設備・用具等の要因
- G 自然現象や自然環境等の要因
- H 複合的な要因



などが考えられ、それぞれの競技の特性や練習内容・方法に応じた安全対策を講じなければならない。

「事故は起こって当然」と考えるものではない。しかし、一方で事故を恐れる余り、活動が消極的になっては学習の効果は得られなくなる。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

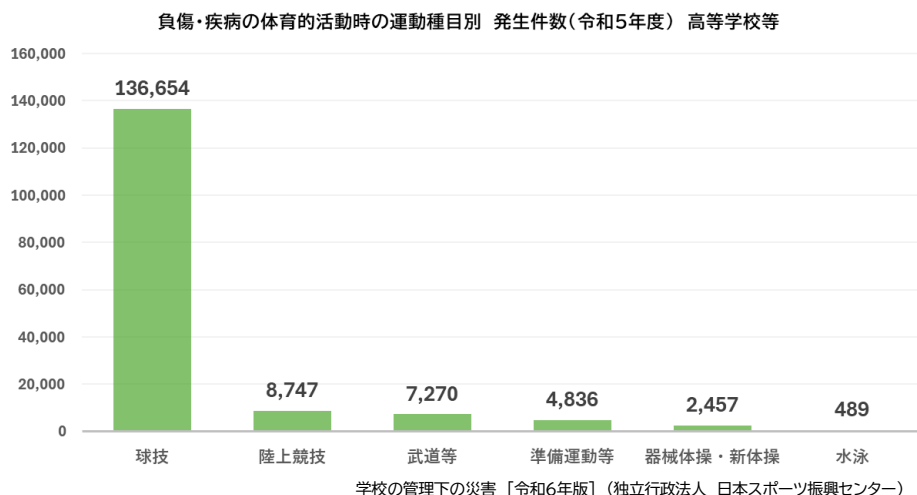
また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守ることができるようにすることが大切である。

指導者には、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務があり、潜在的な危険を早く発見し早く取り除く配慮、潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮、そして、二次的な事故にならないようにする配慮等が求められる。

このことを安全配慮義務という。

(2) 運動やスポーツに内在する危険性

令和7年1月、独立行政法人日本スポーツ振興センターが発表した「学校の管理下の災害」[令和6年版]によれば、運動指導内容(実施種目)別の負傷・疾病発生件数においては、中学校、高等学校等ともに、球技の負傷・疾病発生割合が高いという傾向が示されている。



運動やスポーツには、高度な身体活動を行うもの、激しい身体接触を伴うもの、相手の身体そのものを攻撃するもの、ラケット、矢、ボール及びバットなどの道具を用いるものなどそれぞれ固有の様態や特性がある。これらの様態や特性は、競技種目の魅力そのものであるとともに、一方では特有の危険性を表し、表裏一体のものである。

指導者も生徒も、当該の運動やスポーツにはどのような危険性があり、それを防ぐためにはどのようなルールや練習の約束事があり、練習内容・方法に制限を加えなければならないということを理解する必要がある。

運動やスポーツの技術や経験を獲得する途上にある生徒にあっては、危険性そのものを十分に理解することが難しい。このため、学校における通常の練習過程においては、経験や情報の豊富な指導者が危険性を予見し安全性を確保しつつ、生徒が様々な経験を経て、身体能力と危険性に対する認識を高め、適切に対処できるよう育成していくことが大切である。

(3) 日常の練習内容・方法に潜む危険性

平日の部活動では、活動時間や活動場所が定められ、練習内容・方法も固定化される傾向がある。同じような練習内容を繰り返し行うことが、技能の習熟度や体力を高めることにつながる反面、日常的に繰り返される練習内容・方法では、ややもすると危険に対する意識が緩慢になる可能性もある。

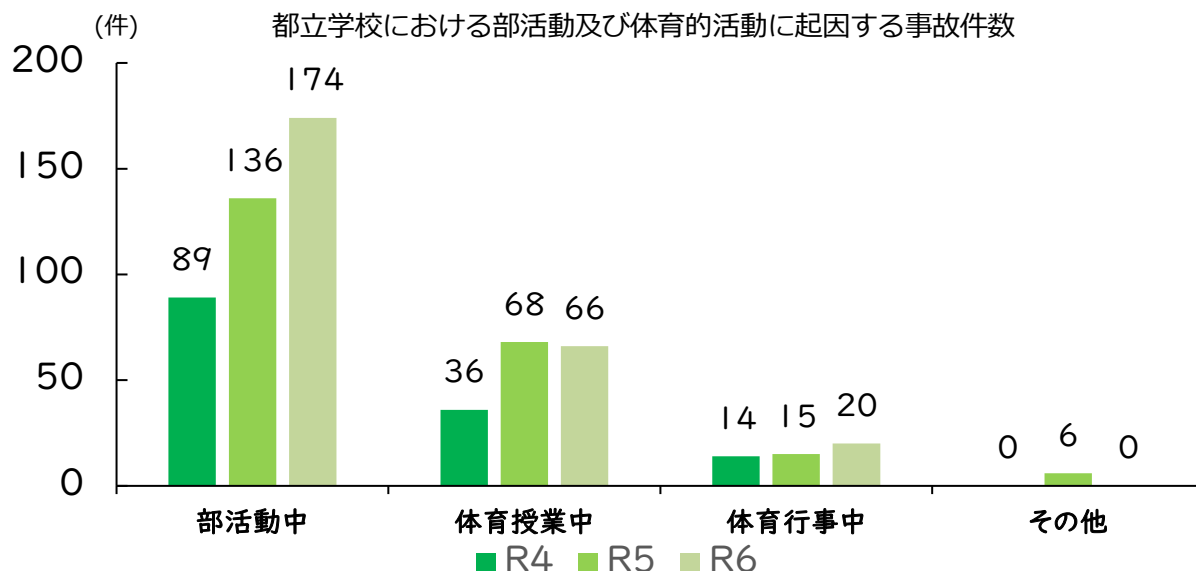
特に、校庭や体育館などの活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合、他の部活動の練習や生徒に対して注意を払う意識が薄れたり、配慮すべき安全対策を怠ったりすることがある。練習場所を防護ネットやラバーコーンなどにより明確に区分して混在しないようにすることや、ボールなどが飛んでいった場合の合図の確認を双方で行う必要がある。

また、部員同士の決まりや約束事、禁止事項や活動の制限事項などについては、練習開始時には必ず確認するとともに、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事について、指導者と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かし、他の部活動との関係においては、部活動間で話し合う機会を設け共通理解を図ることが大切である。

2 都立学校における部活動及び体育的活動に起因する事故の現状

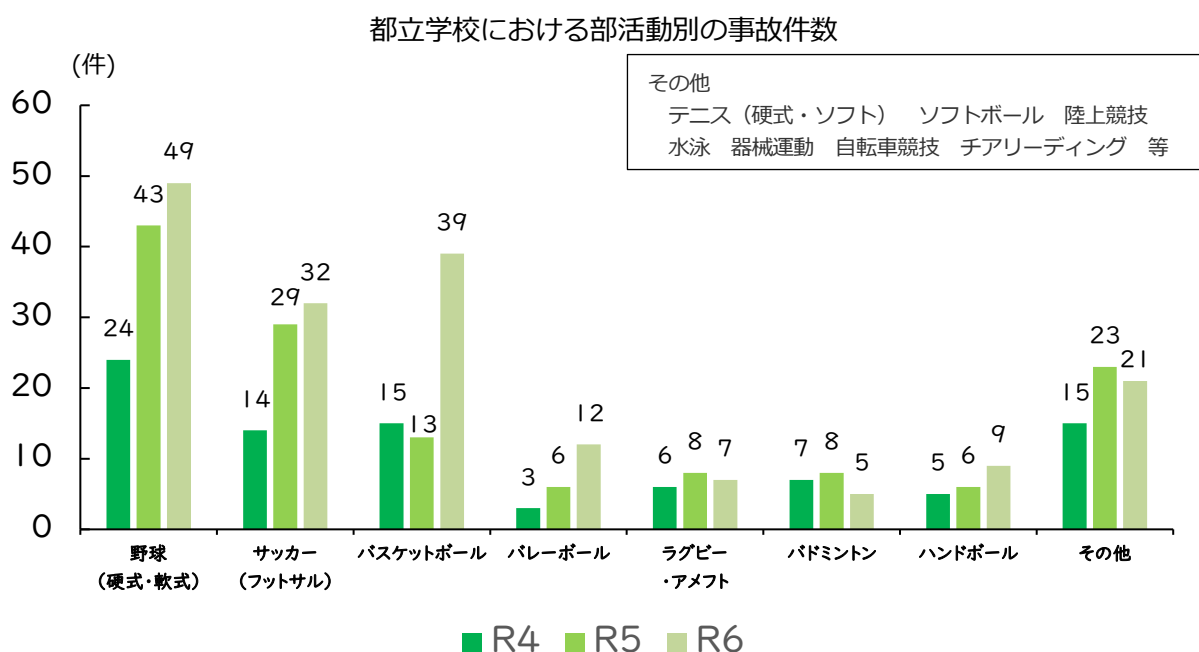
(1) 部活動及び体育的活動に起因する事故件数

令和4年度 139 件、令和5年度 225 件、令和6年度 260 件発生しており、そのうちの約6割が部活動中に発生している。



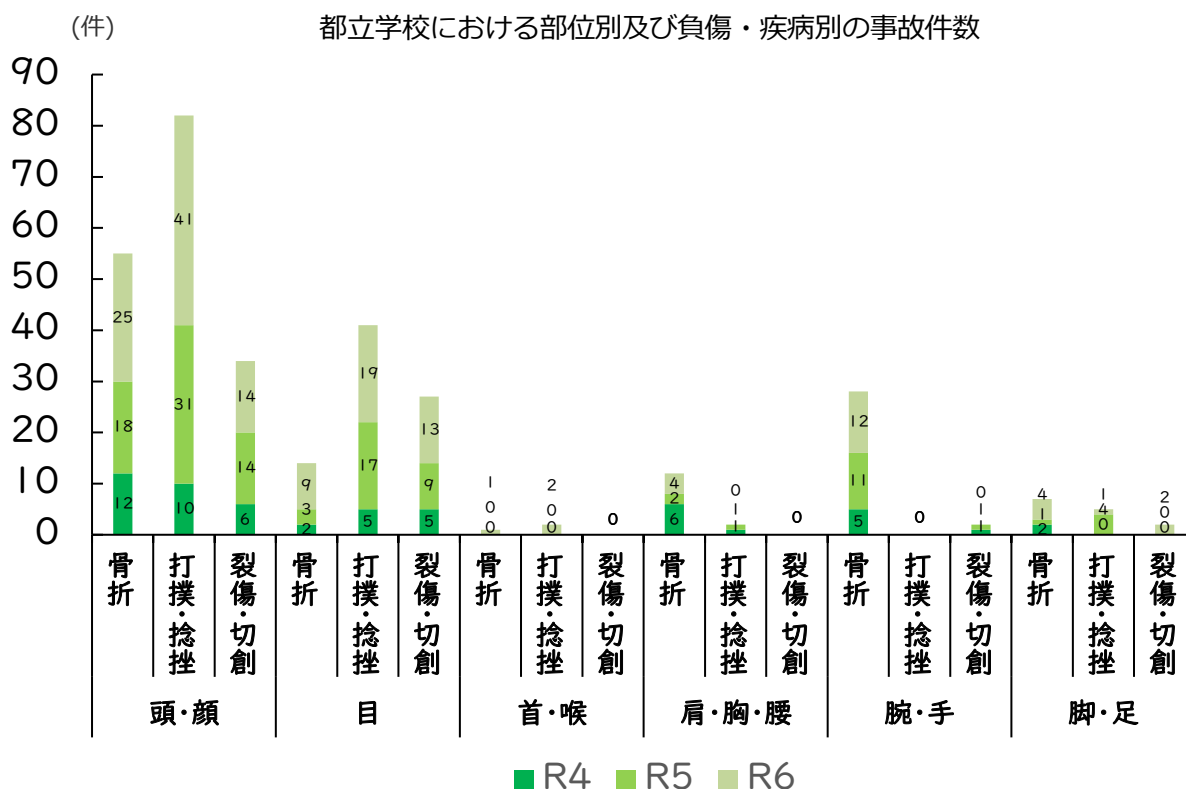
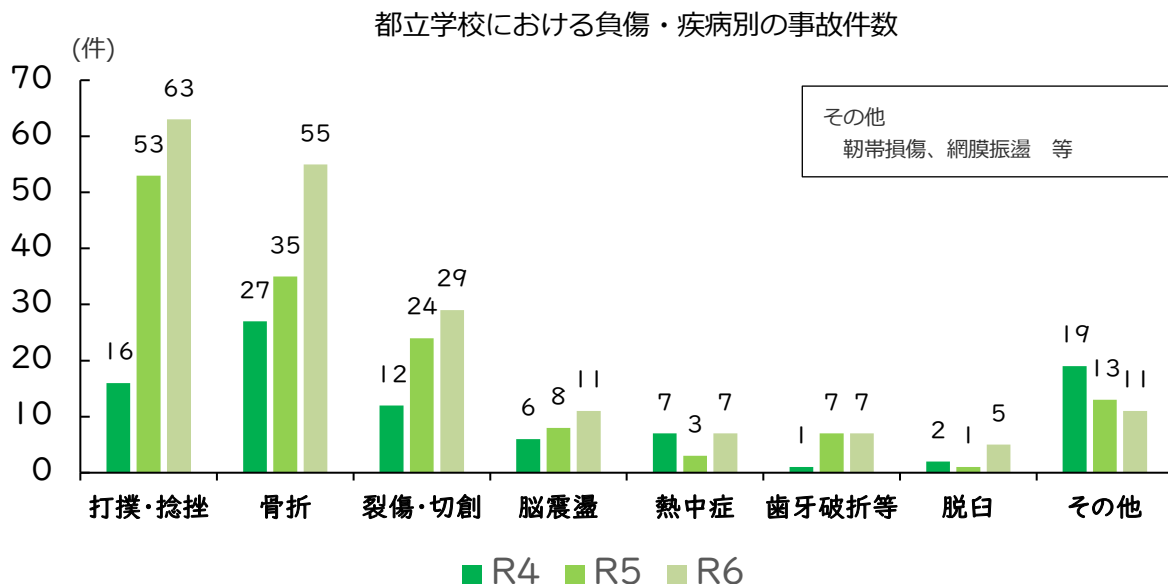
(2) 部活動別の事故件数

令和4年度 89 件、令和5年度 136 件、令和6年度 174 件発生している。部活動別に見ると、野球部、サッカー部、バスケットボール部の活動中の事故が多い。



(3) けがの状況

令和4年度以降のけがの内訳は、打撲・捻挫が132件と最も多く、次いで骨折が117件となっている。打撲・捻挫、骨折で全体の半数以上を占めている。部位別にみると頭・顔、目のけがが多い。



※学校経営支援センターから教育庁指導部指導企画課に報告があった事故をまとめたものであり、部活動事故全体を表すものではない。また、発生件数を示したものであり、発生率を表すものではない。
※令和7年3月31日現在までの状況を示す。

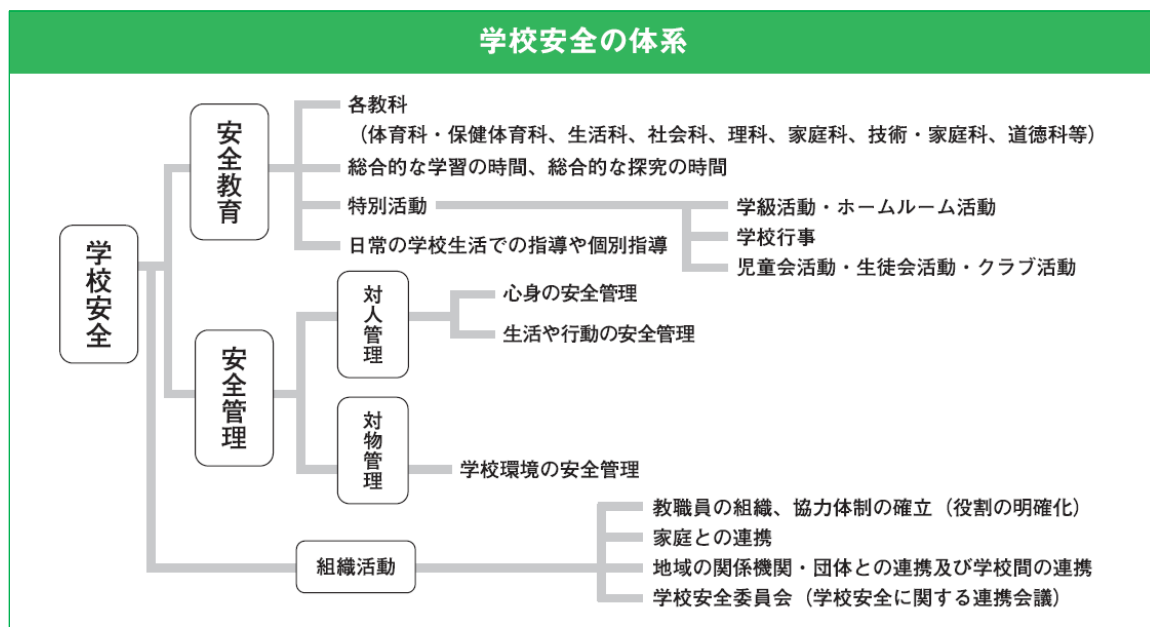
3 部活動を安全に進める上でのポイント

学校安全の活動は、生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。

また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、指導者の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

部活動の事故防止の観点においても、これらの機能を発揮しつつ、一体的に進めることが重要であり、各競技の特性や活動場面等の違いに応じて、安全対策を講じる必要がある。



(1) 安全教育

学校は、安全な教育環境の実現のため、組織として常に努力していく必要がある。また、各学校においては、校長の経営方針の下、学校経営計画を作成し組織的・計画的に学校経営を進めているが、この学校経営計画の中に、安全教育の視点で目標が示されていることが重要である。

ア 部活動における安全教育

安全教育は、授業や学校行事の他、部活動においても系統的に進め、生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守ることができるようにすることが大切である。

活動内容や方法については、学校の伝統、施設・設備の実態、指導に当たる教員、部活動指導員及び外部指導者の数、生徒の発達段階や技能の程度等に配慮しながら計画する必

要がある。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害（令和6年版）」によると、教育活動別に見た令和5年度の事故件数のうち、部活動における事故は、中学校で約44.8%、高等学校等で約54.0%と高率である。骨折、靱帯損傷・断裂、歯牙破折等の重大事故も多く発生していることから、安全の確保を図った活動にしていくよう十分に注意を払う必要がある。

イ 生徒の危険予測・回避能力の育成

部活動には、それぞれ特有の技術や練習内容・方法があり、固有の危険性が内在しているが、経験の少ない生徒にはそれぞれがもつ危険を予測し、未然に防止する知識と能力が備わっているとはいえない。

生徒が自ら危険を予測し、回避することができるようにするためには、指導者が注意喚起や指導を繰り返し行い、安全に関する基礎的・基本的事項を確実に理解させた上で、単に禁止事項や制限事項などを規制するだけにとどまらず、なぜ危険なのか、どうすれば安全に行うことができるのかということについて、自ら考え、判断できるよう指導過程を工夫することが大切である。

こうした指導が、生徒一人一人が、思考力や判断力を高め、安全について適切な意思決定や行動選択ができるようになることへと結び付いていく。

(2) 安全管理

ア 対人管理

学校は、定期健康診断を適切に行うとともに、保健調査及び生徒や保護者からの健康相談等により、生徒の体格や健康状態の理解に努める必要がある。

また、部活動においては、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定めるとともに、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、気候の変化等に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら指導することが重要である。

イ 対物管理

部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と生徒がともに施設・設備の安全確認を行うことが大切である。

用具については、最近では安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきている。しかし、保管方法・管理方法や使用方法を誤ったり、固定すべき用具を固定せず定期点検を怠ったりすることが原因で、依然として事故は発生している。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。

(3) 組織活動

ア 学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

部活動中における事故防止の視点も計画に組み入れ、組織的に取り組んでいくことが重要となる。

学校保健安全法

第 27 条 （学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

イ 顧問会議

安全な部活動を行っていくためには、定期的に顧問会議を開催し、学校安全に係る様々な取組について、共通理解を図ることが大切である。重大事故につながる可能性がある熱中症事故防止等に向けた適切な措置や事故発生時の連絡、救護体制、安全な部活動を行うための指導方法などの確認を行い、共通理解を図ることにより、校内での組織体制を構築することが重要である。

ウ 事故防止研修会

事故防止を組織的・効果的に進めていくためには、事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応していく必要がある。このため、全教職員対象の事故防止研修会を開催するなどして、指導者の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行っていく必要がある。

また、生徒自らが事故防止の視点を持ち、安全に運動やスポーツを行うことができる資質や能力を育成する必要がある、生徒を対象とした研修会を開催することも重要な視点である。

エ 生徒会、部長会議

生徒会活動の中に部長会議を設置し、活動規定を決めたり、活動場所を自主的に調整したりしていることがある。

同会議では、特に安全に配慮し教員の指導の下、生徒会本部等と連携を図り、様々な研修会等を実施しながら安全で活力ある活動を進めていく必要がある。

また、例えば、先に示した活動規定の決定や活動場所の調整のほか、事故防止に向けた

具体策の一つとして、各競技部のルール・マナーの検討、改善等を行うなど、自主的・主体的な活動にしていくことが大切である。さらに、事故防止に対する意識を高めるため、生徒会本部と連携して事故の状況を調査して、事故防止に関する情報を全校生徒に伝えることも重要である。

4 事故防止に対する取組

(1) 活動計画への安全対策の明記

活動計画の作成に当たっては、部員の健康管理に係る内容を必ず明記するとともに、活動計画に基づき、定期的・計画的に生徒の健康状態を確認・把握し、その時々状態に応じて練習内容や方法を工夫していくことが大切である。

また、活動計画は定期的に確認することを心掛け、その時々生徒の活動状況や健康状態に応じて適時計画を変更したり、臨機応変に活動内容や方法、活動場所などについても変更したりすることが大切である。

(2) 施設・設備、用具・器具の安全点検等

校舎、体育館、外堀などの建造物や校庭等の面積については、学校ごとに様々な制約があり、教育活動は各学校特有の環境や条件の中で工夫して行われる必要がある。部活動は、放課後等にそうした教育施設・設備を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、指導者と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。

また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。野球やサッカー等のボールが学校外に飛び出て近隣の建物や自動車等に損害を与えた事例や、屋外の部活動が雨天の際に校舎内で練習を行い事故を起こした事例が報告されているが、学校側や指導者側の管理責任を問われることがある。

一方、運動やスポーツでは、特に、固有の設備や道具を用いたり、身体を守るための防具を身に着けたりする。最近では、球技のゴール、体操器具、陸上用具、ボール、ラケット、バット、矢、竹刀、防具及びプロテクターなどの必要な用具については、安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきている。

しかし、それでもなお保管方法や管理方法の周知・徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすることにより事故が発生している現状がある。施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが重要である。

学校の施設・設備、用具・器具等は、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものであることから、安全点検については、日常的、定期的、計画的、臨時的に確実に実施することが重要である。

(3) 活動中の事故防止策

ア 生徒の健康管理と指導計画

学校における定期健康診断においては、生徒の健康状態や内科的・外科的疾患などについて診断が行われている。学校は、診断結果を正確に把握するとともに、保護者や生徒からの健康相談などにより生徒の身体の状態や健康状態の理解に努める必要がある。

また、学校生活では、日常生活や学校生活における生活リズム、栄養、休養及び睡眠などの基本的な生活習慣を望ましいものにするよう保健教育を充実する必要がある。

このため、部活動においては、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、学年別やグループ別に指導計画や活動計画を定めるとともに、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、そして気候の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら部活動の練習を行うことが重要である。

イ 生徒の体調の確認

部活動を行う前に、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させることが重要である。部活動は、大半が年間を通して継続的に行うものではあるが、一部では、一定の時期に集中的に活動するケースもあり、疲労が蓄積され事故を起こしやすい状態になるということも十分考えられる。全体への注意喚起とともに、指導者が生徒一人一人の状況を確実に把握し、無理をさせず必要に応じて休憩させることも必要である。

ウ 生徒自身の体調管理

部活動では、基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。過剰な運動や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘因となる可能性がある。顧問等は生徒の体の状態を的確に把握するとともに、生徒が自ら事故を回避することができる能力を育成することが重要である。

さらに、長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒がともに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することも重要である。

エ 天候等の確認

「安全教育プログラム 第16集(令和6年3月 東京都教育委員会)」も参考として、落雷の恐れがある場合は事前に情報収集に努め、早めに安全な場所に避難させるなど、事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

屋外での活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること、厚い黒雲が頭上上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用する。

(4) 事故発生時の対応（連絡通報体制、救急体制の整備）

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。そのためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、どのような時に、どのような対応をするかについて、平素から全ての指導者に周知され、共通理解が図られていることが大切である。

校内で事故が発生し、生徒が負傷した場合、その場に居合わせた指導者は、直ちに他の教職員の応援を求めるとともに、事故発生直後から速やかに負傷部位の応急処置や、状況によってはA E Dの使用と連動させた心肺蘇生法などによる救急救命を行い、同時に救急車を要請する必要がある。なお、首から上のけがについては、症状の軽重にかかわらず、医療機関で受診することが原則である。

また、負傷した生徒以外の生徒の安全確保や保護者への連絡を行うために、速やかに現有の教職員を総動員して校内体制を整え事態に対応しなければならない。

事故発生後には、全ての教職員によって事故の原因等について分析し、安全教育、安全管理の在り方について再検討するとともに、直ちに改善を図るなど、事故の再発防止に努めることが重要である。

各学校においては、既に、災害発生時の対応を含めた危機管理体制のマニュアルが整備されているが、実際の場面において、こうしたマニュアルが機動的・組織的に活用されるためには、全部活動指導者が校内救護体制を認識し、日頃から、訓練や定期点検を怠らないように努めなければならない。

■緊急時の役割分担の例

- 応急処置を行う。
- 救急車を呼ぶ。
- 事故直後、負傷した生徒の保護者に連絡するとともに、掛かり付けの医師等の有無や搬送先の要望等について確認する。
- 事故直後、事故の状況について教育委員会の関係部署に連絡する。
- 病院に同行する。
- 事故当日、負傷した生徒以外の生徒の指導を行う。
- 事故直後、事故の状況と学校の対応等について、詳細に記録をする。
- 学校の状況を把握しつつ、病院に同行している教職員など、それぞれの役割の教職員間の連絡をとる。
- 事故当日、必要に応じて、負傷した生徒以外の生徒の保護者に事故の概要について説明する。
- 翌日以降の教育活動の実施体制の確認を行う。

47

活動中の 事故防止策	・ 定期健康診断の結果や保護者・生徒からの健康相談などにより、生徒の身体 の状況や健康状態を正確に把握しているか。 ・ 運動に適した服装を（正しく）着用させているか。 ・ 競技等に適した準備運動を行っているか。 ・ 体格差・体力差に配慮した指導をしているか。 ・ 段階的指導が行われているか。 ・ 補助が必要な種目においては、補助が正しく行われているか。 ・ 禁止事項など乱暴な行為や危険な行為をしない指導を徹底しているか。 ・ 休憩や水分及び塩分補給など、適切に行っているか。 ・ 指導計画のとおり実施しているか。 ・ 全体の状況を常に把握し指導しているか。
連絡通報体制、 救急体制の整備	・ 指導体制、監視体制は適切か。 ・ 連絡通報体制が確立されているか。 ・ 救急体制は整備されているか。 ・ 救助用具が適切に配置されているか。 ・ 平素から、どのような時に、どのような対応をするかについて、全部活動指 導者に周知され、共通理解が図られているか。
家庭、地域社会 との連携	・ 活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の 活動や生徒の健康状態の情報交換等、連携を十分に図っているか。

(6) 学校安全と法的責任

学校安全を進めていく上で大切なことは、事故の要因となる学校環境や学校行事、部活動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、生徒の安全を確保することである。

万が一、事故が発生した場合、事故の発生状況によってもその責任の重さや内容は変わるが、指導者は、事故防止に向けて最大限の注意を払う必要がある。したがって、指導者として、十分な識見を高めるとともに、綿密な指導計画を立て、以下の「安全配慮義務」、「法的責任」を参考にし、安全に十分配慮しながら指導に当たることが大切である。

安全配慮義務

- 指導監督義務 ⇒ 指導、監視、監督する義務
- 安全保護義務 ⇒ 施設、用具、練習方法、心身の状態等への配慮義務
- 危険予見義務 ⇒ 潜在的な危険を早く発見し、取り除く義務
- 危険回避義務 ⇒ 危険な結果を回避する義務

※ 安全配慮義務とは、学校事故による国家賠償請求訴訟や不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、加害行為者の過失の有無、すなわち、被害生徒に対してその安全を配慮しなければならない義務に違反するところがあったかどうかを判断する際の基準として用いられているものである。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

事故が発生し、教職員が直接の当事者であつて、法律問題化した場合は、以下の法的責任を問われることになる。

法的責任

- 行政上の責任（地方公務員法）

⇒ 職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合などに課せられる懲戒

- 民事上の責任（民法、国家賠償法）

⇒ 故意又は過失により起きた事故で、刑事上の責任は問われなくとも、損害賠償の責任を問われた場合

- 刑事上の責任（刑法）

⇒ 暴力や重大な過失で事件を起こした場合

第5章 部活動中における健康面での留意事項

1 頭部外傷の理解と予防

(1) 脳震盪

ア 症状

頭部に対する直接的、間接的な外力によって、脳機能が障害された状態をいう。頭部や顔面付近に衝撃を受けた後で、意識消失、素早く動けない、けいれんする、霧の中にいる感じがする、健忘、集中できない、頭部に圧迫感がある、頭痛、頸部痛、疲労感、めまい、ふらつき、脱力感、食欲不振、吐き気、性格の変化、注意力や理解力の低下など、きわめて多彩な症候をもたらす。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

「頭を打ってから、ぼーっとする」、「頭痛が取れない」、「むかむかする」など、少しでも気になる症状があれば、専門医を受診させる。

頭部に衝撃を受けた後は、すぐに部活動に復帰させず、気分の変調などが見られないか、慎重に経過観察を行う。

(2) 急性脳膨張（セカンド・インパクト症候群）

ア 症状

比較的短い期間に脳震盪を繰り返すと、前の傷が治らないうちに再度頭部に衝撃を受けることで、脳のむくみが起こることがある。

急激に脳が腫れることで、脳の中心部に圧迫が及び、命にかかわることもある。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

脳震盪は治まって元気になったから大丈夫ということではなく、繰り返すことで慢性外傷性脳症という深刻な事態になっていく。特に、柔道、ラグビー、アメリカンフットボール、サッカー、ボクシングなどのコンタクトスポーツでは、脳震盪を何度も起こす可能性がある。脳震盪を起こしやすい生徒は、プレイスタイルに問題がある場合が多く、指導者が練習の際にフォームなどを指導することが、予防策の一つとなる。

専門病院でCTやMRIを撮っても、何らの異常も見つからない場合もあるが、頭部への衝撃や急激な揺れを経験し、少しでも気になる症状があったのであれば、原則として2週間以上は部活動を中止する。その後は、ストレッチや筋力トレーニングなど、頭部に負荷がかからないような運動方法からの段階的な復帰をするようにする。

(3) 急性硬膜下血腫

ア 症状

頭部が何かの衝撃を受けた時、頭部は衝撃のエネルギーの方向に大きく動く。例えば、突然背中に体当たりされると、頭はまず体から遅れて後ろに残り（後屈し）、次に前方に大きくつんのめってしまう。そうすると、頭蓋骨は前後方向に大きく揺れるが、脳脊髄液の中に浮いた状態の脳は「慣性の法則」によりその場にとどまろうとし、頭蓋骨と脳との間の空間にずれが生じる。頭蓋骨と脳との間をつなぐ血管である「架橋静脈」は、このずれによって、大きく引き伸ばされることになる。そして、引き伸ばしがある限度を超えたところで、プツンと切れてしまう。この「架橋静脈」がクモ膜の下で切れると「クモ膜下出血」になり、硬膜の下で切れれば「硬膜下出血（血腫）」になる。そして頭蓋骨の構造上、外傷性の架橋静脈の破綻のほとんどは、「硬膜下血腫」となる。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

選手が頭に衝撃を受けた場合、意識障害や脳震盪を思わせるような症状が一見みられなかったとしても、その日の練習は休ませ、その後少なくとも一日は、何か変わったことがないか、様子を見る。

硬膜下血腫であっても、出血がじわじわと広がるタイプのものがあるため、当該生徒の保護者に連絡し、自宅で十分に経過観察し、頭痛や吐き気など、何らかの異変がみられるようであれば、すぐに専門の病院を受診するよう伝える。

(4) M T B I（軽度外傷性脳損傷: Mild Traumatic Brain Injury）

ア 症状

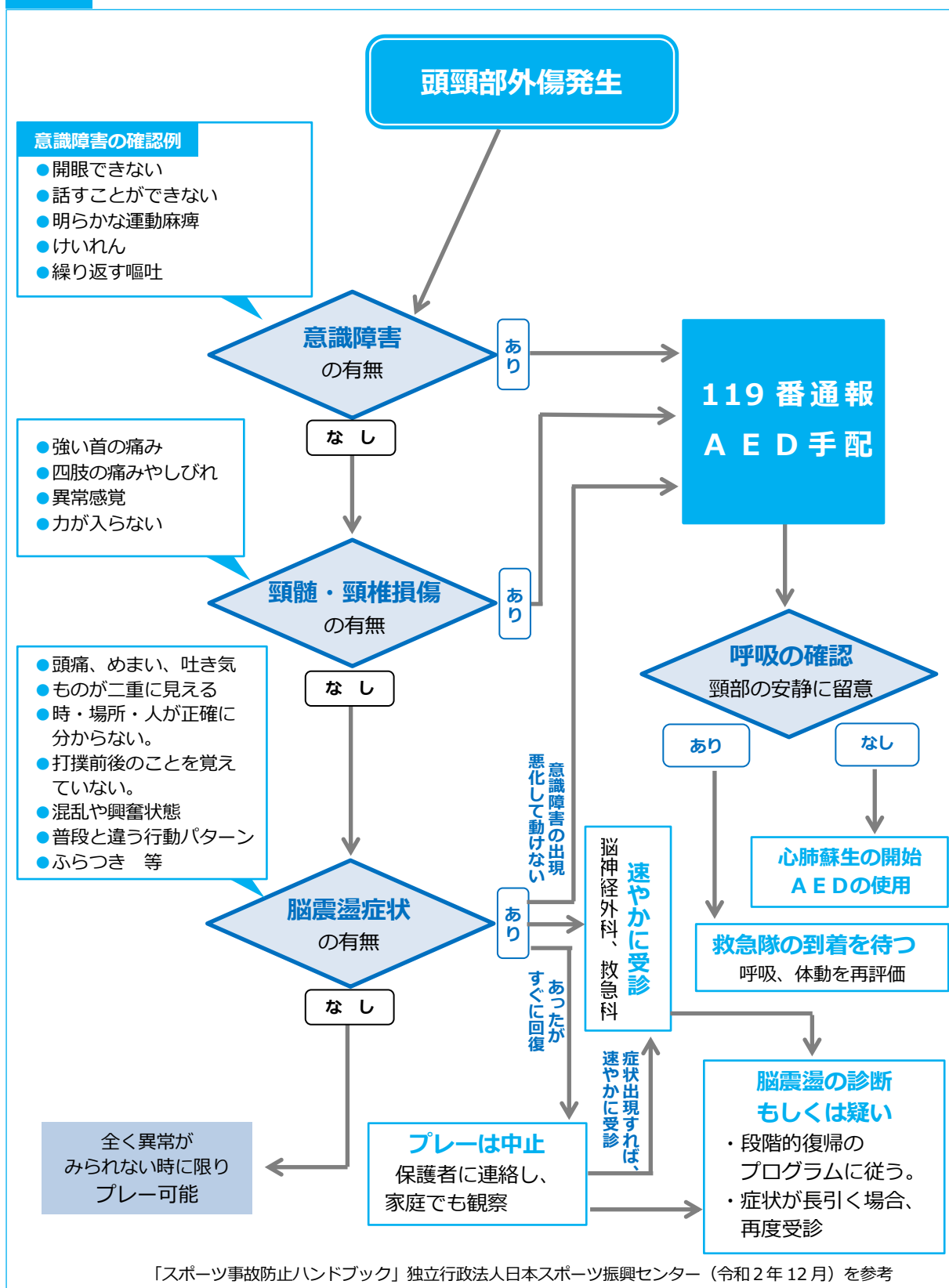
交通事故などで、頭を直接打ったり、または頭が前後左右に揺れたりすると、脳に衝撃が伝わり、脳損傷が起こることがある。WHO（世界保健機構）の定義では 30 分以内の記憶喪失、24 時間未満の外傷後健忘を示す脳損傷は、M T B I と呼ばれる。M T B I の中には、重症な経過をたどる例があるので、注意が必要となる。

主要な症状として、手足の運動障害と知覚障害、排尿や排便の障害、脳神経のまひ症状、高次脳機能障害がある。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

日頃から、防具等を適切に使用する。特に、頭部への強い衝撃を受ける可能性のある競技では、十分に注意する。

M T B I の診断には全身の神経を詳しく診察する必要がある。また、脳の病変が画像に写らないことが多く、眼科・耳鼻科・泌尿器科・リハビリテーション科・整形外科・精神科・脳神経外科などの協力による総合的な診断が求められる。



ただし、東京都教育委員会では、「体育的行事における安全対策ガイドライン」（平成29年3月）において、「首から上のけがについては、症状の軽重にかかわらず、医療機関で受診することが原則である。」としている。

■ 頭部を打った生徒の記憶の確認（質問例）

次の質問例の全てに正しく答えられない場合には、脳震盪の可能性がある。

- 見当識（場所、時間、人）のテスト
 - ・「ここはどこですか？」
 - ・「今日の日付は？何曜日ですか？今は何時頃ですか？」
 - ・「この人（監督やコーチ）は誰ですか？」
- 数字の逆唱
 - ・「3ケタの数字を言うので、それを逆に言ってください。」
（正解したら次に4ケタの数字を言い、両方合っていないければ、異常と判断）
- 前後の競技内容
 - ・「対戦相手のチーム名は？」
 - ・「これまでの得点経過は？」
- 今日の試合の作戦、自身の役割など
 - ・「あなたのポジションは？」

■ 頭部外傷の10か条

- 基本的注意事項
 - ① 生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定める。
 - ② 体調が悪いときには無理をしない、させない。
 - ③ 生徒の既往歴を把握し、健康観察を十分に行う。
 - ④ 施設・設備・用具等などについて継続的・計画的に安全点検を行い、正しく使用する。
- 頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童・生徒に対する注意事項>
 - ⑤ 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて対応することが重要である。
 - ※ 全く応答がないだけでなく、話し方や動作、表情が普段と違うときも意識障害である。
 - ※ 意識障害が続く場合はもちろん、意識の一時消失、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らないなどの症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要がある。
 - ※ 頭のけがは時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症になることがある。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を一人きりにしてはならない。
 - ⑥ 頭部を打っていないからといって安心はできない。
意識が回復したからといって安心できない。
 - ※ 脳の損傷は、頭を揺さぶられるだけで発生することがある。
 - ※ 意識が回復したあと、出血などの重大な損傷が起きている場合もある。
 - ⑦ 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は、動かさないで速やかに救急車を要請する。
 - ⑧ 練習、試合への復帰は慎重に。
 - ※ 繰り返して衝撃を受けると、重大な脳損傷が起きている場合がある。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP : Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始する。
- その他、日頃から心がけ
 - ⑨ 重症時に救急隊に搬送をお願いする、または軽症の場合も受診する医療機関（脳神経外科医が常駐する）を日頃から決めておく。
 - ⑩ 安全教育や組織活動を充実し教職員や生徒が事故の発生要因やメカニズムなどを正確に把握し、適切に対応できるようにする。

「スポーツ事故防止ハンドブック」独立行政法人日本スポーツ振興センター（令和2年12月）を参考

2 スポーツ外傷・スポーツ障害及びスポーツ・文化芸術活動中の心身の状態

スポーツ外傷とは、骨折、脱臼、腱断裂、捻挫、肉離れなどのけがのことをいい、スポーツ障害とは、いわゆる、やり過ぎ症候群（オーバーユース症候群）のことをいう。

(1) 心臓振盪

ア 症状

「心臓振盪」とは、前胸部にボールなどがぶつかるなど、心臓が外部からの衝撃を受けることで、心室細動という致命的な不整脈が起きることである。これは、胸骨や肋骨がまだ柔らかいジュニア世代に多いとされている。

心臓振盪等により、心室細動が起こった場合、十分な心臓の収縮が得られず、血液が送り出せなくなるために死に至ることもある。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

心室細動が起きると、生存率は1分間に10%ずつ低下するといわれているため、ただ救急車を待っているだけでは救命が困難となる。この病態に有効なのが電氣的除細動であることから、スポーツを行うグラウンドや体育館、廊下などに自動体外式除細動器(AED: Automated External Defibrillator)を設置しておく。

指導者は、定期的・計画的に、校内のAEDの設置場所を点検するとともに、全教職員を対象に、少なくとも年に一度は、確実にAEDの講習会を実施する。

スポーツの中には、柔道やレスリングの絞め技など、心臓に大きな負荷をかけるものが少なくない。こうしたスポーツを行う際は特に注意する必要がある。また、肥満は、糖尿病や高血圧、心臓病、痛風などの生活習慣病の発症と深く関係しており、代謝面でも臓器に負担をかけるため、極度の運動負荷には注意が必要である。

(2) オスグッド・シュラッター病

ア 症状

「ひざを伸ばす」という運動は、太ももの前面にある「大腿四頭筋」という筋肉が収縮して、下腿の骨を膝蓋骨（ひざのお皿）の下の部分で引っ張ることによって行っている。膝蓋骨と脛骨（すねの骨）を結ぶのが、膝蓋靭帯と呼ばれる組織である。

ジュニア期で、まだ手足の伸びている時期には、膝蓋靭帯の脛骨への付着部は、非常に柔らかい軟骨（成長軟骨）でできている。その軟骨に引っ張られるストレスがかかり、炎症が起こったり、軟骨がはがれてしまったりして、膝の下が痛んだり腫れたりしてくる症状である。

ひどくなると骨が引き剥がされて小さな骨片が骨の本体から離れた格好で残ってしまうことがある。

オスグッド・シュラッター病（あるいは単に「オスグッド病」）は、ジュニア期のスポー

ツ障害のうちの約 20%を占める、最も有名なスポーツ障害の一つと言われている。

日本臨床スポーツ医学会からは、次のように提言が出されている。

骨・関節のランニング障害に対しての提言(抜粋)

オスグッド病の発症は身長伸びと関連がある。成長のピーク（男子 11 ～12 歳、女子 10 ～11 歳）の前後には発症の危険が高いので、患部の疼痛に留意し、大腿四頭筋の緊張をゆるめ、時によってはジャンプや繰り返し動作を伴うスポーツ活動を制限する必要がある。

オスグッド病は、最初は「成長痛」と間違われることが多いようであるが、成長痛は運動をした・しないにかかわらず時期が経つと治るのに対し、オスグッド病の場合、しつこく痛みが残り続ける。

この障害を見過ごしていると、成人になって、硬い骨の突出のために正座をするときに当たって痛いというような後遺症を残すこともあり、突出した骨を削ったり、除去したりする手術が必要となる場合もある。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

予防として、大腿四頭筋のストレッチを習慣付け、継続する。

根治のためには、発症の時点で完全にスポーツなどを中止し、休養を取る。

生徒が膝の痛みを訴えた場合、しばらく運動を中止して様子を見る。痛みが継続するようであれば、専門医を受診させる。

(3) 疲労骨折

ア 症状

疲労骨折は、1回の大きな外傷で起こる通常の骨折とは異なり、骨の同じ部位に繰り返し加わる小さな力によって、骨にひびが入ったり、ひびが進んで完全な骨折に至ったりした状態をいう。

運動時に中足骨に痛みを訴えるという事例が多い。脛骨や腓骨、肋骨、足関節内果、尺骨などにも起こり、その部位に疼痛を訴える。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

明らかな外傷が無く、慢性的な痛みがあるときは疲労骨折を疑う。X線（レントゲン）検査を行うことで、骨折の有無が確認できるが、分からない場合も少なくない。そのような場合は、3～4週間後に再度X線写真を撮るか、MRI 検査等の検査をすることもある。

局所を安静にすることで、ほとんどが治るが、手術が必要なケースもある。

疲労骨折が発生した要因を検討し、通常のトレーニングが過度にならないようにしたり、単調なものを避けたりして、普段からコンディションの調整をすることが大切である。

(4) テニス肘（テニス／ゴルフエルボー）

ア 症状

テニス肘は、ラケットスポーツ特有の障害で、高い頻度で見られる。典型的なテニス肘の痛みは、手又は手首を動かす時、肘の外側部（手の平を上にして親指側）（上腕骨外上顆）又は内側（上腕骨内上顆）に痛みが生じる。ボールを打った時の衝撃や振動が、手からそれぞれの筋肉を経由し、骨の付着部を刺激して腱鞘炎や筋腱の細かい断裂を起こしている。

単純なテニス肘はバックハンドストロークやバックボレーのインパクト時に自覚され、日常生活では「肘外側の骨のでっぱりを押すと痛む」、「コップを持ち上げるような動作ができない」といった症状で、ドアノブを回したり、タオルを絞ったりする動作などでも痛みを感じる。重症の場合には、箸すら持てなくなったり、人と握手ができなくなったり、痛みで眠れないこともある。

テニス肘の原因として考えられること

- 正しくないフォームやテクニックで無理してプレーをしている。
- 筋力に合わない重さのラケットを使用している。
- ラケットのグリップサイズが合っていない、又は滑りやすい状態で使用している。
- ガットのテンションを必要以上に硬く張り上げている、又は硬いガットを使用している。
- 肩関節のインナーマッスルが弱い。
- 筋肉と腱の柔軟性と血行が悪い。
- プレーする時間（練習量）が多すぎる。
- 手首と肘をプレー中やテニス以外でも酷使している。
- 重いぬれたボールでプレーをすることが多い。
- プレー相手のボールが強すぎる。

これらの原因から、特にジュニア選手においては「年齢・身体能力に応じた運動負荷」が大切である。また、テニス肘は、金属疲労と同じように、正しくない方法で肘を酷使することで起こる。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

日々の練習は、肘に負荷をかけることはできるだけ避けながら、必ず生徒一人一人の年齢や身体能力等に応じた適切な運動負荷とする。もし、テニス肘と思われる症状が出た場合、すぐに専門医に相談する。

テニス肘の予防のためには、練習前の十分なストレッチや温湿布などで筋肉を温めると、練習後のアイシング（冷却）などが有効だとされている。

テニス肘を予防し、又は悪化させないためには、次の RICE 処置を生徒に指導する。

RICE 処置

- R**est（安静）・・・患部が悪化しないように。
- I**ce（冷却）・・・患部の痛みや腫れを抑える。
- C**ompression（圧迫）・・・患部の腫れを抑える。余分な物質や液体を患部から押し出す。
- E**levation（挙上）・・・患部を心臓より高く上げ、重力によって腫れを引かせる。

(5) リトルリーグ・ショルダー（野球肩）

ア 症状

リトルリーグ・ショルダーは、成長期である少年野球の選手に多くみられ、野球の投球動作で生じる肩の痛みである。関節包や肩関節に付着する腱や筋の損傷により、その部位によって、肩の前方又は、後方が痛む。

少年部（中学生）の投球数制限について(抜粋)

投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、下記の通りとする。

- ・大会中の 1 日の投球数…100 球
- ・1 週間の投球数…350 球

※試合中に 100 球に到達した場合は、その打者が打撃を完了するまで投球できる

(公益財団法人全日本軟式野球連盟 令和 2 年)

高校野球特別規則(抜粋)

28. 投手の投球制限

(2) 投手の投球制限に関する運用は以下の通りとする。

▽ 投球数、対象期間、試合について

- ① 1 人の投手が投球できる総数は 1 週間 500 球以内とする。
- ② 1 週間とする対象期間は、都道府県大会等とそれに連続する大会日程の期間を含む。
- ③ 試合が降雨、暗黒などで続行不可能となりノーゲームとなった試合の投球数も 500 球の制限に投球数としてカウントする。

▽ 投球数（公式記録）の取り扱い

- ① 試合終了後、原則として電子スコア等を活用した公式記録で大会本部と両チーム各投手の投球数を必ず確認する。
- ② 試合前（直近 1 週間に試合を行っていないチームは除く）に、大会本部はメンバー交換時に原則として両チームにそれぞれ 1 週間の試合の双方の各投手の投球数を記したシート等を配布し投球数を確認する。

▽ 1 週間で 500 球に到達した場合の取り扱い

- ① 500 球に到達した打者の打撃完了まで投球可能。(次打者で投手交代)
- ② 降板した投手は、以降当該試合では投球できない。

(公益財団法人日本高等学校野球連盟 令和 7 年)

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

練習日数と時間については、個々の生徒の成長、体力と技術に応じ、適切に定める。

通常の投球練習においても、指導者は、生徒たちのコンディションを見ながら、適度の休息を与える。

練習前後のウォーミングアップとクールダウンをしっかりと行う。（「テニス肘」と同様）

シーズンオフを設けるなど、メリハリを付け、野球以外のスポーツを楽しむ機会を与えるようにする。

予防の観点から、定期的に専門医による検診を受けさせる。

(6) 過換気症候群

ア 症状

「過呼吸発作」と同義として用いられることも多い「過換気症候群」は、呼吸機能が十分保たれているにもかかわらず、何らかの原因によって呼吸が深く・速くなることを指す。

過換気により必要以上に二酸化炭素が排出されることで、血液がアルカリ性になる。その多くは不安や緊張などの心的ストレスによって生じるとされるが、マラソンや激しい運動などの身体的ストレスが誘因となることもある。吹奏楽や合唱等の文化芸術活動中でも起こりえる可能性があることにも留意する。

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

一般的に、発作は 30 分～1 時間で治まると言われており、死に至ることはほとんどないと考えられている。

部活動の運動負荷がその生徒にとって過剰な身体的・精神的ストレスとなっていないか、チェックする。

生徒が過去に過呼吸の発作を起こしたことがあるからといって、急激な容態の変化を安易に過換気症候群に結び付けることがないように注意する。

(7) バーンアウト（燃え尽き症候群）

ア 症状

「燃え尽き」という現象には、「競技への没頭」、「意思に反しての停滞」、「更なる没頭」、「更なる挫折による消耗」といったプロセスを経て現れる現象である。燃え尽き症候群になると、以下のような症状が出ることで、それまで頑張ってきたことを継続して努力するのが難しくなってしまう。

- ・自尊心の低下
- ・「不安・イライラ」、「気分の落ち込み」
- ・自分に自信が持てなくなる
- ・何をしても達成感を感じることができなくなる
- ・疲れを感じやすくなった
- ・頭痛、胃痛、下痢

イ 未然防止（予防）、症状が現れた後の具体的な対応策

心身の回復を第一優先とし、心と体の調子を整えるための手助けを行う。完璧主義者や責任感の強すぎる生徒は、周りや自分が思っている以上に精神的な消耗があるため、理想を高くもち過ぎないように支援する。

※ 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和 5 年 3 月 東京都教育委員会）」に掲載していた「第 5 章 1・2 熱中症の理解・予防」「第 6 章 各競技における重大事故防止のためのガイドライン」については、別冊に掲載。

I

学校部活動の在り方

II

部活動改革の基本的な考え方・方向性

III

地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV

地域展開の円滑な推進に
当たっての対応

V

大会・コンクールの在り方

VI

関連する制度の在り方

II

部活動改革の基本的な 考え方・方向性

1 改革の理念

文部科学省のガイドラインでは、次の3つを改革の理念として掲げている。

- ① 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- ② これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要。
- ③ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

東京都は、部活動改革を推進するに当たり、生徒の活動機会の確保・充実に加え、教員の働き方改革もあわせて推進していくため、次の理念を設定する。

- ④ 教員の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要。

部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

また、部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

2 取組の類型・名称

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおり。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※ ①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※ 地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教員の兼業・兼職、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

学校の設置者が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力のもと、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。

東京都は、改革に向けたリーダーシップを発揮し、区市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを検討・実施する。また、周知・広報等を通じた関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成や、区市町村に対するきめ細かな支援等を行うとともに、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施する。

(2) 改革の目的及び取組

① 目的

ア スポーツ・文化芸術活動を学校と地域の関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を確保・充実

イ 学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進

② 改革期間

ア 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。

イ 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

③ 取組方針

ア 生徒の活動機会の確保・充実の観点から、地域や学校等の実情に応じて、学校と地域が連携した部活動の地域展開等を推進。

イ 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備。

ウ 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出。

エ 改革を実現するための手法を考える際には、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進。

※ 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境が整備されていない状態で、地域展開を進めた結果、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会が消失することがないように留意する。

④ 東京都の取組（※東京都独自の「東京モデル」の詳細は、「推進計画」を参照）

休日・平日を問わず、改革実行期間、前期においては「東京モデル」に着手・試行し、後期においては「東京モデル」の実践を加速させる。

(3) 改革を進めるに当たっての留意事項

部活動改革の取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定できる。そのため、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。なお、改革を進めるに当たっては、以下のことに留意すること。

ア 地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間業者の活用により、学校施設を拠点とした部活動や地域クラブ活動の実施など、地域の実情に応じた改革を進める。

イ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

ウ 学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

エ 地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めることも検討する。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やしていく。

オ 学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している区市町村もあることから、改革実行期間においても、引き続き、部活動指導員の配置を行っていく。

カ 地理的要因や指導者不足といった事情、区市町村の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都・区市町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等を行う。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせていくことも検討する。

キ 受益者負担の水準については、区市町村間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示す。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う。

ク 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めていく。

※ これから改革に取り組む場合は、早急に、生徒のニーズや実態把握等を行った上で、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。

I

学校部活動の在り方

II

部活動改革の基本的な考え方・
方向性

III

地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV

地域展開の円滑な推進に
当たっての対応

V

大会・コンクールの在り方

VI

関連する制度の在り方

III

地域クラブ活動の在り方 及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施すること。

<学校部活動が担ってきた教育的意義（例）>

- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値（例）>

- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- ② 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導 等

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりである。詳細については、別冊資料「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照すること。

(1) 趣旨等

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。

- 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ※ 円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。
- ※ 市区町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定すること考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市区町村等に提出。市区町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定。
- 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

（４）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 認定制度における「認定要件」の具体的な確認事項

別冊資料「地域クラブ活動に関する認定制度」別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」を参照

4 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

別冊資料「地域クラブ活動に関する認定制度」別紙2「『認定地域クラブ活動指導者』登録制度」を参照

I

学校部活動の在り方

II

部活動改革の基本的な考え方・
方向性

III

地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV

地域展開の円滑な推進に
当たっての対応

V

大会・コンクールの在り方

VI

関連する制度の在り方

IV

地域展開の円滑な推進に 当たっての対応

1 推進体制の整備

東京都は、区市町村が、主体的に地域展開等に向けた準備を進められるよう、国の事業等も活用しながら支援する。区市町村は、改革実行期間において、各地区の実態に応じた地域展開等に向けた取組に着手する。

また、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

※ 直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会や地域学校協働本部等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(1) 区市町村における体制整備

ア 教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくこと。

イ 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備すること。

ウ 幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知すること。

(2) 国・都道府県・区市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、東京都、区市町村に対するきめ細かな支援等を実施。 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
都道府県	・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、区市町村に対するきめ細かな支援を行う。 ・一つの区市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
区市町村	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する学校との適切な連携を図ることが重要である。

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

イ 地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教員の兼業・兼職等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。

ウ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

なお、活動方針・活動状況等の共有にあたっては、ICTや既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減とともに、令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

ア 部活動改革を円滑に進めるためには、区市町村が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むこと。

イ その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体（※）、大学、民間企業の協力を得ること。

関係団体、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。また、持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

※ 地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽

ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

<関係団体等>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・指導者や教員等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等

<民間企業>

- ・CSRの一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供 等

<関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割>

関係団体等	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者・運営人材等の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等
大学	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
民間企業	・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う 等

<協力促進のための主な取組の例>

- 地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等）
- 区市町村・地域クラブ活動と大学・民間企業等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルでの連携体制の構築
 - （例）富山県：「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度
 - 福岡県：大学との連携による「アスリート人材活用コンソーシアム」の設立
- 国レベルでの気運醸成

（例）「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催（令

和7年8月25日)、企業や大学関係者等(全国規模の団体等)に向けた説明・周知、先進事例の収集・普及

●企業等による連携体制の構築

(例)「ブカツ・サポート・コンソーシアム」(令和6年9月設立)

日本郵政株式会社と日本スポーツ協会とのパートナー契約締結

●企業等へのインセンティブ付与

(例)練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、区市町村による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うこと。区市町村が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うこと。

イ 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

<具体的な取組内容(例)>

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	・区市町村による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・区市町村による会計・税務処理や労務管理、個人情報取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保等
組織体制・財政基盤の整備	・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営(法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など) ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度(部活動の地域展開タイプ)の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保(協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等)等
ICT活用による運営業務の効率化	・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等におけるICTの活用 ・ICTの活用による各種運営業務の一元的な管理の検討等

(2) 指導者の確保・育成

部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが不可欠である。

- ア 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保すること。
- イ 指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼業・兼職を促進していくこと。

<想定される人材の例>

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼業・兼職）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼業・兼職）、教員免許所有者、SEA・CIR（JET プログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者 等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼業・兼職）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼業・兼職） 等

<具体的な取組内容（例）>

項目	主な取組例
多様な人材の発掘・マッチング・配置	・東京都による人材バンクの設置・運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む） ・指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備 ・区市町村と大学との組織的な連携を通じた学生や教員の活用促進 等
適切な資質・能力の保障、人材育成	・区市町村や大学・関係団体等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む）（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施） ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 ・経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進 ・地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・国における指導の手引き等の作成・普及 ・女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・障害の有無に関わらず、スポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・指導者に対する適切な処遇の確保 等

平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導	・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・共通の指導者による指導（兼業・兼職の教員や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
ICT の効果的活用	・デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・デジタルと対面での指導との最適な組み合わせ 等

(3) 活動場所の確保

地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠である。

ア 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むこと。

イ その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりに繋げていくこと。

<具体的な取組内容（例）>

項目	主な取組例
活動場所等の確保 （学校施設等の有効活用）	・中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進 ・認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等 ・学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保 ・学校施設、学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の効率化等	・ICT の活用による予約システムの構築 ・予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくて良い仕組みの構築等） ・学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用 ・地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要である。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要である。

ア 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、区市町村における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応すること。

イ 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくこと。

<具体的な取組内容（例）>

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・区市町村における送迎事業（複数）の一括委託 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠である。

ア 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、区市町村や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めていくこと。

イ 区市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。

ウ 怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第 29 条）が新設されたことも踏まえながら、国、東京都、区市町村、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていく必要。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

＜具体的な取組内容（例）＞

項目	主な取組例
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・区市町村が相談を受け付け対応する仕組みの構築 ・国における指導の手引き等の作成・普及 等
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	・区市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・区市町村の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入等
生徒及び指導者の保険への加入	・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」（は両者を兼ね備えたもの））への加入等

＜特に留意すべき事項＞

ア 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組んでいくこと。

イ 暴力・暴言・ハラスメントや、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。

ウ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。

エ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。

オ 暴力・暴言・ハラスメントや、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

カ 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要である。

ア 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開すること。

イ 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受け入れ側の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携を行うこと。

＜具体的な取組内容（例）＞

項目	主な取組例
多様な地域の関係者の参画	・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等

指導者の資質能力の向上	・スポーツ庁が作成した障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	・現在、学校部活動が行われていない場合（障害のある生徒が、特別支援学校や中学校において学校部活動に参画する機会がないケース）における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・既に学校部活動が行われている場合（障害のある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに学校部活動を行っているケースや、特別支援学校において学校部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障害のある生徒の受け入れ 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要である。その際、特に、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが求められる。

ア アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めること。

イ 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、区市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供すること。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応すること。

ウ 地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長や自己表現などに繋げること。

エ 生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとしてクラブ運営に携わることに繋がり、人材の好循環が生まれることも期待される。

<具体的な取組内容（例）>

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等
地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	・小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催 ・中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ポスター・チラシ・動画等による広報活動 ・定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
生徒のクラブ運営等への参画	・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・生徒が中学校等の卒業後もクラブ活動に参加したり、将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築 等

<アンケート調査において把握することが想定される事項の例>

【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】

- ①部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況
- ②地域クラブ活動の種目・活動内容の希望
- ③地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望
- ④地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む）
- ⑤地域クラブ活動への不安・懸念
- ⑥地域クラブ活動の指導者に期待すること 等

【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】

- ①地域クラブ活動の満足度
- ②地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む）
- ③地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
- ④地域クラブ活動の継続意欲
- ⑤中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
- ⑥将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望

I
学校部活動の在り方

II
部活動改革の基本的な考え方・
方向性

III
地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV
地域展開の円滑な推進に
当たつての対応

V
大会・コンクールの在り方

VI
関連する制度の在り方

V

大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等の参加を更に促進するため、都道府県大会、地区大会及び区市町村大会において見直しを行う。

特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、区市町村が認定した公的な性質を有する活動であり、円滑な参加に向けた環境を確保する必要がある。また、いわゆる県またぎ・区市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・区市町村にある場合）も大会参加が可能となるよう留意する。

大会の見直しに関して、例えば、東京都中学校体育連盟及び東京都中学校文化連盟（以下「都中体連及び都中文連」という）、その域内の中学校体育連盟及び中学校文化連盟（以下「域内の中体連及び中文連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、都中体連及び都中文連は域内の中体連及び中文連に対し、必要な協力や支援を行う。

イ 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、区市町村において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努める。

ウ 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意する。

エ 全国大会以外の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、主催者において更なる改革を進める必要がある。

特に、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要がある。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。

オ 東京都及び区市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

カ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として教員以外の者（部活動指導員や校長が認める外部指導者）が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

やむを得ず教員が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮する。

イ 部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう規定の見直しなどを適切に行う。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会等の運営への従事

ア 大会等の主催者は、主催団体の職員による運営や外部委託などにより、教員に過度の負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進する。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討する。

イ 大会等の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施する。

ウ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体に外部委託するなど、適切な体制を整える。ただし、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

エ 学校の設置者及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼業・兼職の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼業・兼職等の適切な勤務管理を行う。

オ 学校の設置者及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼業・兼職の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼業・兼職の許可の判断を行う。

カ 地域クラブ活動の指導者が大会運営に従事する場合、大会運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会主催者側で費用負担について検討する必要がある。

キ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組を行う団体等との連携を図る。

3 生徒の大会等の安全確保

ア 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施する。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直す。

イ 学校の設置者等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行う。

ウ 大会等の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

エ スポーツ・文化芸術団体等は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種

目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

オ 特別支援学校の大会等については、特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術活動への参画を促進する観点から、関係者が連携して、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

I
学校部活動の在り方

II
部活動改革の基本的な考え方・
方向性

III
地域クラブ活動の在り方
及び認定制度

IV
地域展開の円滑な推進に
当たっての対応

V
大会・コンクールの在り方

VI
関連する制度の在り方

VI 関連する制度の在り方

1 教員等の兼業・兼職

学校の教員等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼業・兼職について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼業・兼職の許可の手續の円滑化を図る。その際、認定地域クラブ活動については、区市町村が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、許可を行うことができる。

また、中学校の教員だけでなく、小学校の教員（体育専科等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教員、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼業・兼職を行うことができる環境を整備すること。兼業・兼職の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施すること。

なお、兼業・兼職を行う教員等については、教員等の身分としての服務監督を行う教育委員会と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施すること。

ア 教員等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼業・兼職に係る規程等の整備が行われていない区市町村教育委員会においては、国が示す規程のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。

イ 教員等が兼業・兼職に従事を希望する地域クラブ活動の所在区市町村と、勤務校の所在区市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼業・兼職を行うことができるよう、関係する区市町村教育委員会等において適切に連携を行うことが求められる。

2 教員の人事における学校部活動の指導力の評価等

東京都教育委員会等においては、部活動指導は教員以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教員の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意する。

また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教員や、育児や介護等の事情を抱える教員に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化する。

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意する。また、高等学校入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページなどにおいて、学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無、方法、観点等について、分かりやすく示す。

学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは行わない。

中学校等は、調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられる。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられる。

※ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される（高等学校と直接やりとりをすることは想定されない）。

4 次期学習指導要領における取扱い（実行会議の最終とりまとめ）

学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、文部科学省が中央教育審議会に報告予定である。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が大切である。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していくことが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要である。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。＜参考：実行会議の最終とりまとめの記載（抄）＞

参考（関連リンク）

●部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

●「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ （令和 7 年 5 月）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

●運動部活動での指導のガイドライン(平成 25 年 5 月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/___icsFiles/afielldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

●令和 6 年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた 実証事業）事例集（令和 7 年 8 月スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf

●「令和 6 年度 文化庁活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集 （令和 7 年 7 月文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

●学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフ ォローアップ調査結果（確定値）（令和 7 年 5 月スポーツ庁・文化庁）

<運動部> https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf

<文化部> https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf

●「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP（地方公共団体を対象としたワンスト ップ相談窓口）

<https://sports-club-advisor.jp/>

●教師等の兼職兼業について（通知、手引きなど）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

